

『元典章 禮部』校定と譯注（二）——禮制二（服色 印章 牌面 誥命）——

「元代の法制」研究班

前冊を承けて『大元聖政國朝典章』卷二九、禮部二の校定本文と譯注を掲載する。これは「元代の法制」研究班による共同研究の成果の一端である。

各條の末尾に校定本文、譯注などの作成者名を注記した。本號掲載部分については「服色」類を加藤雄三氏と藤本猛氏が、「印章」「牌面」「誥命」類を山崎岳氏と植松正氏がそれぞれ擔當した。

文書構成をどのように理解したかを示すために、記事ごとに構成を圖示する。圖示の方法は植松正氏が考案されたものであり、ここに掲載した圖はすべて同氏作成にかかる。圖示の方法には工夫がなされており、單純な字下げなどの方法よりも遙かに明解である。この獨特の圖示方法については、前冊に掲載した植松氏による解説を参照されたい。

モンゴル語による人名、術語のうち元綴との對應關係が明らかなものについては、ウイグル文字モンゴル語にもとづく轉寫を示した。推定によるものは綴りの頭に「*」を附して區別した。また、當

時の音價にもとづいて讀音を示すことは不可能であるので、ローマ字轉寫を機械的にカタカナに置き換えるという方法によって讀みを示した。轉寫、讀音の點檢と統一については、舩田善之氏の手を煩わせた。また、西夏文字のフォントについては、池田巧氏の助力を得た。お二人に厚く鳴謝する。

凡例は前冊に掲載したので、参照されたい。（岩井茂樹）

班員としてこの共同作業に参加された方々は以下の通りである。

阿風 安承俊 石野一晴 市丸智子 岩井茂樹 植松正 王錦萍
オユンゴア（烏雲高娃） 小野達哉 加藤雄三 魏敏 金文京
桂華淳祥 伍躍 櫻井智美 清水智樹 沈衛榮 武田時昌
堤一昭 寺田浩明 中島樂章 范金民 藤本猛 舩田善之 武歩
夫馬進 古松崇志 水越知 宮宅潔 毛利英介 森田憲司
矢木毅 山崎岳 Jesse Sloane Wang Liping（汪利平）（敬稱略）

元典章 禮部二 目錄
禮部 卷之二 典章二十九 禮制二

服色

表一〔文武品從服帶〕

表二〔貴賤服色等第〕

一〔文武品從服帶〕 至元二十四年閏二月

二〔貴賤服色等第〕 延祐二年二月

三〔提控都吏目公服〕 至元九年

四〔禮生公服〕 至元十年

五〔典史公服〕 大德七年十月二日

六〔巡檢公服〕 大德八年六月二日

七〔儒官服色〕 大德十年六月

八〔站官服色〕 延祐五年正月

九〔秀才祭丁當備唐巾欄帶〕 至元十年二月

十〔南北土服各從其便〕 大德十年六月

十一〔僧人服色〕 至元二十三年

十二〔校尉帶〕 大德二年二月十八日

十三〔娼妓服色〕 至元五年十月
十四〔又〔娼妓服色〕〕 至元八年

印章

表三〔印章品級分寸料例〕

十五〔軍官窠闕印信〕 大德四年

牌面

表四〔軍官解典牌面〕

十六〔改換海青牌面〕 至元七年閏十一月

十七〔追收牌面〕 至元十六年正月

十八〔追收軍民官牌面〕 至元十六年九月

十九〔身故軍官牌面〕 元貞二年二月初二日

二十〔拘收員牌〕 皇慶元年八月

二十一〔軍官解典牌面〕 皇慶二年五月

誥命

二十二〔官員付身不追〕 至元二年二月

二十三〔宣敕給付子孫〕 至元八年二月

〔以上本冊に掲載。以下待續。〔禮部〕全體の目錄は前冊に掲載。〕

表一

文 武 品 從 服 帶	文 武 品 從 服 帶	文 武 品 從 服 帶	文 武 品 從 服 帶	文 武 品 從 服 帶	文 武 品 從 服 帶	文 武 品 從 服 帶	文 武 品 從 服 帶	文 武 品 從 服 帶
公服 上得兼下， 下不得僭上。	紫羅服。 大獨斜花， 直徑五寸。	紫羅服。 小獨斜花， 直徑三寸。	紫羅服。 散荅花， 謂無 枝葉，直徑二 寸。	紫羅服。 小雜花，直徑 一寸五分。	同四品。	緋羅服。 小雜花，直徑 一寸。	同六品。	綠羅服。 無紋羅。
偏帶 俱係 紅鞵	玉帶。	花犀帶。	荔枝金帶。	同三品。	烏犀角帶。	同五品。	同上。	同上。
	一品	二品	三品	四品	五品	六品	七品	八品
								九品

表二

第 等 色 服 賤 貴			
人 庶	婦 命	官 職	
除不得服赭黃、 惟許服暗花、 紵絲、絲紬、 綾羅、毛氈。	一品至三品服 渾金。四品、 五品服金蒼子。 六品以下惟許 服銷金并金紗 蒼子。	一品、二品服 渾金。三品服 金蒼子。四品、 五品雲袖襪。 六品、七品、 六花、八、九 品四花。	除龍鳳文外 衣服
			五品以下， 許 用銀并減鐵。 繫腰
竝不許飾用金 玉。			帽笠
不得裁製花樣。			靴
許用翠毛并金 鉚各一事，惟 耳環用金珠、 碧甸。餘竝用 銀。	一品至三品許 用金珠、寶玉。 四品、五品用 金玉、珍珠。 六品以下用金 玉。惟耳環許用金 玉。	一品至三品服 渾金。四品、 五品服金蒼子。 六品以下惟許 服銷金并金紗 蒼子。	首飾
許用銀壺瓶、 臺盞、盃、 餘竝禁止。		一品至三品許 用金玉。四品、 五品惟臺盞許 用金。六品以 上臺盞用鍍金。 餘竝用銀。	謂茶酒器。 器皿 除鍛造龍鳳 外不得使用*。
許用紗絹，不 得赭黃。		一品至三品許 用金花刺繡紗 羅。六品以下 許用素紗羅。	帳幕 除不得赭黃、 龍鳳文外
黑油、齊頭、 平頂、皂幔。		一品至三品許 用開金粧飾、 銀螭頭、繡帶、 青幔。六品至 九品許用素雲 頭、素帶、青 幔。	車輿 除不得用龍鳳 文外
		一品許飾以金 玉。二品、三 品飾以金。四 品、五品飾以 銀。六品以下 竝飾以鍮石、 銅、鐵。	鞍轡

注
*器皿——格眼中之注記「除鍛造龍鳳外不得使用」は「除鍛造龍鳳不得使用外」とすべきである。

一、〔文武品從服帶〕（29-01-01 典章29 禮部 服色 2 a）

至元二十四年閏二月，樞密院咨：准中書省劄付：來呈：軍官服色，未見定到體例。^①具呈照詳事。爲此，送禮部，與（大）〔太〕常寺、翰林國史院官，一同議得，故太保相公老的每商量來，奏准，文資官定例三等服色，軍官再行定奪。今收附諸國數年，所據軍官，擬合依隨朝官員，一體製造。具呈照詳事。都省准呈，除外，可照會依例施行。

一、公服，俱右紅。上得兼下，下不得僭上。

一品，紫羅服，大獨斜花，直徑五寸。

二品，紫羅服，小獨斜花，直徑三寸。

三品，紫羅服，散荅花，^②謂無枝葉，直徑二寸。

四品，五品，紫羅服，小雜花，直徑一寸五分。

六品，七品，緋羅服，小雜花，直徑一寸。

八品，九品，綠羅服，無紋羅。

一、偏帶，俱係紅鞵。

一品，玉帶。一品，花犀帶。^③三品，四品，荔枝金帶。^④

五品，六品，七品，八品，九品，俱烏犀角帶。

〔譯〕

〔文武の品級に基づく公服と束帶〕

至元二十四年（一二八七）閏二月、樞密院の咨。准けた中書省の劄付。〔樞密院の〕來呈に「軍官の服色については、未だ定められた體例がない。具呈して檢討を乞う。」とあった。このため、禮部に文書を送り、太常寺、翰林國史院の官と共に議した結果として「〔以下の結論が〕得られた。〔先例としてあるのは〕故太保相公劉秉忠ら重臣が協議したことを奏上して許され、文資官は三等の服色を例として定め、軍官は改めて措置することになったものがある。今諸國を歸屬させてから數年が経過し、軍官に

【文武品從服帶】（典章二九、禮部卷二）
至元二十四年閏二月

樞密院咨 准	中書省劄付
來呈	軍官服色、未見定到體例。 具呈照詳事。
爲此，送	禮部
與太常寺、翰林國史院官，一同議得，故太保相公老的每商量來，奏准，文資官定例三等服色，軍官再行定奪。今收附諸國數年，所據軍官，擬合依隨朝官員，一體製造。具呈照詳事。	
都省准呈，除外，可照會依例施行。	

ついても、京官に倣って同様に製造したらいかか。具呈して檢討を乞う。」中書省は呈を准めて、「〔軍官の服色を定める〕以外、通達して例に従って施行するように。」と命じた。

一、公服はともに右前で、上品のものは下品のものを兼ねて着用することができるが、下品のものは僭上行爲をしてはならない。

一品、紫羅服、大獨斜花、直徑五寸。

二品、紫羅服、小獨斜花、直徑三寸。

三品、紫羅服、散荅花、無枝葉のものを言い、直徑二寸。

四品、五品、紫羅服、小雜花、直徑一寸五分。

六品、七品、緋羅服、小雜花、直徑一寸。

八品、九品、綠羅服、無紋の羅。

一、ベルトはともに赤い革ベルトである。

一品、玉帶。二品、花犀帶。三品、四品、荔枝金帶。
五品、六品、七品、八品、九品、ともに烏犀角帶。

(注)

- (1) 定到體例——『大金集禮』(關連記事⑤)は大定十一年(一一七一)四月五日奏定の官服規定を載せる。「三師三公親王宰相一品官服、大獨科花羅、直徑不過五寸。執政官服、獨科花羅、直徑不過三寸。二品、三品服、散搭花頭羅【謂(無)枝葉者】、直徑不過一寸半。四品、五品服、小雜花羅【謂花頭碎小者】、直徑不過一寸。六品、七品服、芝麻羅。八品、九品服、無紋羅。已上職事散官、從一高。皆上得兼下、下不得僭上。」とある。本條が言及する故太保相公らが議定した文官の公服の定例(至元八年)は紫、緋、緑の三色、文様は五等級であり、至元二十四年にいたりこれが六等級に改められたと考えられる。

- (2) 故太保相公——劉秉忠のことと推定される。『通制條格』卷八「賀謝迎送」(第三三〇條、至元八年十一月十五日)中の儀注の末尾に、本條の「公服」「偏帶」の規定が見える。その内容は本條と同一である。『元典章』卷二八、禮部一、禮制一、迎送「迎接合行禮數」は、『通制條格』卷八「賀謝迎送」の元となった案牘にもとづくが、『元典章』の同條には「公服」「偏帶」の規定は附されていない。したがって、『通制條格』に見える「公服」「偏帶」の規定は、『大元通制』編纂時に「賀謝迎送」の末尾に附加されたものであると判断される。至元八年(一二七二)十一月の上奏は「元正、朝會、聖節、詔赦及百官宣敕、具公服迎拜行禮」(『元史』卷七「世祖本紀」)至元八年十

一月乙亥條)という趣旨のものであった。これらの儀注の内に公服についての「三等服色」が含まれていたと推定される。なお、官服を三等としたのは宋の元豐年間に始まり、至元八年の規定は金代のそれを踏襲したものであった。『元史』卷百十「三公表」により當時の太保が劉秉忠であることから判ぜられる。『元史』卷七「世祖本紀」至元八年十一月乙亥條には上奏者として劉秉忠、王磐、徒單公履の名がある。

- (3) 收附——新たに元朝に歸屬したこと、特に併合された南宋のことを指す。

- (4) 羅——經糸と經糸とを相互に絡ませ、その交錯點に緯糸が通る組織を基本とする。しなやかな薄手の織物であるが、絡ませ方の變化によって複雑な紋様をつくることができる。以下に見える「獨斜花」「散荅花」「小雜花」は織りこまれた花の意匠の種別である。

- (5) 大獨斜花——『元史』(關連記事①)は「獨斜花」に作るが、前掲『通制條格』「賀謝迎送」條は『元典章』に同じい。斜花の用例としては宋・孫逢吉『職官分紀』卷九「官告院」に「其文武官封贈、凡降制追贈者用白背五色綾紙、銀鈎暈錦、紅裏標大牙軸。宮掖官告用遍地銷金龍鳳羅紙。妃嬪及大長公主遍地銷金斜花鳳子羅紙」とある。但し、『金史』、『明史』等の基本史料はすべて「獨斜花」とする。「科」は「棵」に通じるか。
- (6) 散荅花——『大金集禮』(關連記事⑤)は「散搭花頭」に作り、『金史』(關連記事⑥)は「散搭花」に作る。明代の『禮部志稿』(關連記事⑦)、正徳『大明會典』(關連記事⑧)は「散荅花」、『大明集禮』(關連記事⑨)は「散荅花」に作る。枝葉のない花紋様を散りばめた意匠である。

(7) 紅鞆——「鞆」は「鞆」に同じく、皮帶の意。宋初には諸軍將校が紅色の皮帶をおびるものとされていたが、のち侍従らがこれを着用するようになり、金代には武官および五品以下の文官が紅鞆を着用した。元朝の規定では文武を問わず紅色の皮帶となり、その上にあしらった玉、金、犀角の裝飾によって等級を表示するようになった。このような裝飾ベルトを偏帶と言った。

(8) 花犀、烏犀——犀の角に白黒の斑模様があるものが花犀(斑犀とも)、黒色で模様のないものが烏犀。

(9) 荔枝金帶——宋の太宗は玉や犀角に代えて、「方團毬路」や「御仙花」の意匠の金板を帶の裝飾として臣下に與えた。のち、「毬路」を「笏頭」、「御仙花」を「荔枝」という別稱で呼ぶようになった。胡道靜『夢溪筆談校證』(上海出版公司 一九五六年) 卷二、故事二、頁九二の注を参照のこと。

(關連記事)

- ① 『元史』卷七八、輿服志一、百官公服
- ② 『元典章』卷二九、禮部二、禮制「文武品從服帶」表
- ③ 至順本『事林廣記』別集卷三、刑法類、大元通制「官員公服品級」
- ④ 和刻本『事林廣記』千集卷一、至元雜令「官員服色」
- ⑤ 『大金集禮』卷三十、輿服下、大定十一年四月五日奏定官服綾羅花樣等第
- ⑥ 『金史』卷四三、輿服志上、「公服」
- ⑦ 『禮部志稿』卷十八、儀制司職掌九、冠服、文武官冠服、「公服」
- ⑧ 正德『大明會典』卷五八、禮部十七、冠服、公服、「公服花樣」。
- ⑨ 『大明集禮』卷三九、冠服、「羣臣冠服」

⑩ 至順本『事林廣記』別集卷三、刑法類、大元通制「官員公服品級」

(加藤雄三)

二 〔貴賤服色等第〕 (29-01-02 典章29 禮部服色 2a)

延祐二年二月、欽奉聖旨：諭内外百官大小官吏軍民諸色人等、朕臨寶御、勵志儉勤、思與普大同臻至治。比年以來、所在士民、靡麗相尚、尊卑混殺、僭禮費財、朕所不取。貴賤有章、〔益明〕國制、儉奢中節、可阜民財。命中書省、立定服色等第于後。

一、蒙古人不在禁限、及見當怯薛諸色人等、亦不在禁限、惟不許服龍鳳文。〔龍謂五爪二角者〕

一、職官、除龍鳳文外、一品、二品、服渾金花、三品、服〔金〕荅子、四品、五品、服雲袖帶欄、六品、七品、服六花、八品、九品、服四花。〔職事散官從一高。〕繫腰、五品以下、許用銀并減鐵。

一、命婦

衣服、一品至三品、服渾金、四品、五品、服〔金〕荅子、六品以下、惟服銷金并金紗荅子。

首飾、一品至三品、許用金珠寶玉、四品、五品、〔用〕金玉珍珠、六品以下、用金、惟耳環用珠玉。〔同籍不限親疎、期親、雖別籍并出嫁同。〕

一、器皿〔謂茶酒器〕、除鍛造龍鳳文不得使用外、一品至三品、許金玉、四品、五品、惟臺盞用金。六品以下、臺盞用鍍金、餘並用銀。

一、帳幕、除不得用赭黃龍鳳文外、一品至三品、許用金花〔刺〕〔刺〕繡紗羅。四品、五品、用〔刺〕〔刺〕繡紗羅。六品以下、用素紗羅。

一、車輿、除不得用龍鳳文外、一品至三品、許用間金粧飾銀螭

頭、繡帶青幔。四品、五品、用素獅頭、繡帶青幔。六品〔至〕¹⁹九品、用素雲頭、素帶青幔。

一、鞍轡、一品許飾以金玉。二品、三品、飾以金。四品、五品、飾以銀。六品以下、竝飾以鍮石銅鐵。²⁰

一、内外有出身考滿應入流見役人員服用、與九品同。

一、授各投下令旨、鈞旨有印信見任人員、亦與九品同。²¹

一、庶人、除不得服赭黃、惟許服暗花注絲、絲紬綾羅、毛毳。帽笠、不許飾用金玉。靴、不得裁置花樣。首飾、許用翠毛并金釵鈿各一事、惟耳環用金珠碧甸、餘竝用銀。酒器、許用銀壺瓶、臺盞、盂鑑、餘竝禁止。帳幕、用紗絹、不得赭黃。車輿、黑油齊頭平頂皂幔。

一、諸色目人、除行營帳外、其餘竝與庶人同。

一、諸職官致仕、與見任同。解降者、依應得品級。不敘、與庶人同。

一、父祖有官、既沒年深、非犯除名不敘之限、其命婦及子孫、與見任同。

一、諸樂藝人等服用、與庶人同。凡承應粧扮之物、不拘上例。

一、皂隸、公使人、惟許服紬絹。²⁶

一、娼家出入、止服皂褙子、不得乘坐車馬、餘依舊例。²⁷

一、今後、漢人、高麗、南人等、投充怯薛者、竝在禁限。

一、服色等第、上得兼下、下不得僭上。違者、職官解見任、期年後、降一等敘。餘人、決五十七下。²⁸違禁之物、付告捉人充賞。有司禁治不嚴、從監察御史、肅政廉訪司糾治。御賜之物、不在禁限。

〔貴賤の服色の等級〕

延祐二年（一三二五）二月、欽奉した聖旨に、「内外の百官、大小官吏、軍戸、民戸、種々の戸計の人々に諭す。朕は登位してか

ら、節儉と勤勉に勵み、人民と共に至上の治を行なおうとしている。近年來、各地の士人、民衆は派手なことをよしとし、尊卑の序は亂れ、禮に悖り、財を費消しているが、それらは朕の容れないところである。貴賤に秩序があれば、國制〔をさらに明らかとし〕、奢侈儉約の節度がとれていれば、民財を豊かにしよう。中書省に命じて、服色の等級を下の如くに定めさせた。」とあった。

一、モンゴル人は禁令の限りではなく、現にケシクに當っている諸職の人々も禁令の限りではないが、龍鳳紋を着用することだけは許さない【龍とは五爪二角のものである】。

一、職官は龍鳳紋を使用してはならないほか、一品、二品は渾金花紋を着用し、三品は金荳子紋を着用し、四品は雲袖帶欄紋を着用し、六品、七品は六花紋を着用し、八品、九品は四花紋を着用する【職事官、散官は高い方に従う】。ベルトについて、五品以下は銀及び減鐵を用いることを許す。

一、命婦

衣服、一品から三品は、渾金紋を着用し、四品、五品は金荳子紋を着用し、六品以下はただ銷金及び金紗荳子を着用せよ。

頭の飾り、一品から三品は、金珠寶玉を用いることを許す。四品、五品は金玉珍珠〔を用いることを許す〕。六品以下は金を用い、ただイヤリングだけは珠玉を用いることを許す【同籍であれば親疎を限らず、期親ならば別籍竝びに出嫁していても同じである】。

一、器皿【茶器、酒器をいう】は、象眼の龍鳳紋を使用してはならないほか、一品から三品は金玉を用いることを許し、四品、五品は、ただ臺盞のみ金を用いてよい。六品以下は、臺盞はメッ

キを用い、他の器は銀を用いよ。

一、帳幕は、赭黄色の龍鳳紋を用いてはならないほか、一品から三品は、金花の刺繡をした紗羅を用いることを許す。四品、五品は刺繡した紗羅を用いよ。六品以下は無地の紗羅を用いよ。

一、車、輿は龍鳳紋を用いてはならないほか、一品から三品は、金を混ぜた装飾を施した銀の螭頭、刺繡した飾り帶、青いとばりを用いることを許す。四品、五品は装飾なしの獅子頭、刺繡した飾り帶、青いとばりを用いよ。六品から九品は装飾なしの雲頭、刺繡なしの帶、青いとばりをもちいよ。

一、鞍轡、一品は金、玉で飾ることを許す。二品、三品は金で飾れ。四品、五品は銀で飾れ。六品以下は、みな黄銅、銅、鐵で飾れ。

一、内外において昇進資格を有し、任期を勤めきり、流内に入るべき現在役務する人員〔吏人〕の服は、九品と同じ。

一、各投下において〔王の〕令旨、〔駙馬の〕鈞旨を授けられ、印信を有する現任の人員〔投下官〕も九品と同じ。

一、庶人は赭黄色のものを着用してはならないほか、ただ暗花紋の圖柄入り織物、つむぎ、綾、羅、毛皮や毛織物を着用することを許す。かぶりものは、金、玉で飾ることを許さない。靴は模様を刺繡するな。頭の飾りは、カワセミの羽根と金の簪各一を用いることを許す。ただ耳輪は金珠、碧甸〔碧璽〕を用いることを許すが、ほかのものはみな銀を用いよ。酒器は、銀壺瓶、臺盞、盃鍔を用いることを許すが、その他はともに禁止する。帳幕は、紗絹を用い、赭黄色のものを使用してはならない。車、輿は黒漆で眞つ平らな黒いとばりのもの〔を用いよ〕。

一、諸色目人は、テントのほかはすべて庶人と同じ。

一、諸職官が致仕した場合は現任官と同じ。解職、降職の場合は、得るべき品級による。以後不任用とされた場合は庶人と同じ。

一、父祖が官員であり、没後永年月が過ぎている場合でも、除名、不叙となる罪を犯していない限り、その命婦及び子孫は、現任のときと同じである。

一、諸樂藝人の服は、庶人と同じ。依頼に應じて扮装する場合は上記の例を問わない。

一、皂隸、公使人は、ただ袖絹を着用することを許す。

一、娼家が出入する場合は、黒い櫛子のみを着用せよ。車馬に乗つてはならない。そのほかは舊例による。

一今後、漢人、高麗人、南人らのケシクに充たる者はこの禁令を適用する。

一、服色の等級は、上品のものは下品のものを兼ねて着用することができ、下品のものは僭上行爲をしてはならない。違反した者は、職官は現任を解き、一年後に一等下げて任用する。その他の者は杖五七下に決す。違反物は、お上に訴えた者、違反者を捉えた者に與え賞とする。有司の取り締まりが不十分であれば、監察御史、肅政廉訪司が處分する。御賜の物品についてはこの限りではない。

〔注〕

〔1〕百官——『通制條格』（關連記事②）は「百司」に作る。

〔2〕臨寶御——臨御に同じ。天下を統治すること。

〔3〕國制——『通制條格』（關連記事②）、『元史』（關連記事④）は「益明國制」に作る。「益明」を缺くと對句にならない。『元

典章』の刻誤であろう。

- (4) 立定——『通制條格』(關連記事②)、『元史』(關連記事④)は「定立」に作る。

- (5) 見當怯薛諸色人——各ケシク (kešig 宿衛) には、コルチ (qorči 箭手)、シバウチ (šibayučī 鷹匠)、ビチケチ (bičigeci 書記) など多くの職種の人員が配置された。わざわざ「諸色人」というのは、こうしたケシクの構成を意識するからである。

- (6) 渾金花——『草木子』卷三に「衣服。貴者用渾金線爲納失失」とある。「納失失」「納石失」とはペルシア語 *naš* の音譯、金糸を使った織物を意味する。金糸で織り出した紋様を「渾金花」と言うのであろう。

- (7) 荅子——本卷冒頭の表二「貴賤服色等第」(頁一七一)、および『通制條格』(關連記事②)、『元史』(關連記事④)はいずれも「金荅子」に作る。『元朝祕史』とは *dasi torγan* (荅子脱兒罕) という語の傍譯に「金紵絲」とある。金絲を用いた緞子を「金荅子」あるいは「荅子」と稱した。「紵絲」については、本條の注(22)を参照されたい。また、方齡貴『通制條格校注』(中華書局 二〇〇一年) 三六〇頁。

- (8) 雲袖帶欄——表二「貴賤服色等第」(頁一七一)では「雲袖欄」とする。ここでは帶も欄も紋様のはいった帶狀の縁取りを意味するのであろう。

- (9) 四花——關連記事⑩は「四朵花」また上の「六花」も「六朵花」とする。

- (10) 繫腰——帶のことであるが、ここでは銀や減鐵(次注參照)を使うのは帶の裝飾物である。『元史』卷九十、百官志六で

「減鐵局」は「御用および諸宮邸の繫腰の製造を掌る」と説明されている。帶の上に配置される裝飾板や帶にぶら下げる「蹀躞七事」(刀、小刀、砥石、錐、鑿、針筒、火打ち石袋などを象った裝飾品) は身分によって材料や意匠が制限されていた。

- (11) 減鐵——鐵製の器物上に金線を象嵌したものを減鐵と言った。なお、銀製器物上に金線を象嵌したものを減銀と言った。揚之水・胡丹「江西省博物館藏宋元金銀器叢考」(『收藏家』二〇〇七年八期)、揚之水「減鐵・減銀・減金」(『中國典籍與文化』二〇〇四年一期)を参照のこと。『靜齋至正直記』卷四、「減鐵爲佩」によると、減鐵の技法を佩帶や刀の柄に施すことは、ジュシェン族に流行したらしい。

- (12) 荅子——(7)に同じ。

- (13) 銷金——衣服に關する用語としては、『宋史』に多く現れる。金糸を用いた裝飾手法の一種。

- (14) 用——『通制條格』(關連記事②)、『元史』(關連記事④)に據って補う。

- (15) 許——『通制條格』(關連記事②)、『元史』(關連記事④)は「許用」に作る。

- (16) 臺盞——茶托つきの皿。

- (17) 紗羅——「羅」は前條の注(4)を參照。「紗」は隣接した二本の經糸を一組として緯糸に絡めた組織による薄手の織物。

- (18) 閒金——金を混ぜた。『宋史』輿服志五「士庶衣服」には「(大中祥符)八年, 詔: 內庭自中宮以下, 並不得銷金、貼金、閒金、戴金、圈金、解金、剔金、陷金、明金、泥金、楞金、背影金、盤金、織金、金線撚絲, 裝著衣服, 並不得以金爲飾。其

- 外庭臣庶家、悉皆禁斷。臣民舊有者、限一月許回易。爲眞像前供養物、應寺觀裝功德用金箔、須具殿位眞像顯、台擔清創造數、經官司陳狀勘會、詣實聞奏、方給公憑、詣三司收買。其明金裝假果、花板、樂身之類、應金爲裝彩物、降詔前已有者、更不毀壞、自餘悉禁。違者、犯人及工匠皆坐。」とあり、宮中以外での使用を禁じられた金裝飾手法が詳細に挙げられている。『宋會要輯稿』輿服、服四、臣庶服にはほ同文の記事がある。また、車輿については『金史』卷四二、儀衛志下「皇太子鹵簿」、同卷四三、輿服志上「皇后妃嬪車輦」に皇族の用いる金裝飾があげられている。陶宗儀『輟耕錄』卷二「宮闕制度」に、「凡諸宮殿乘輿所臨御者、皆丹楹、朱鎖窗、閒金藻繪、設御榻、桐褥咸備」とある。金泥で繪付けをする技法が「閒金」である。
- (19) 至——『通制條格』(關連記事②)、『元史』(關連記事④)に據って補う。

- (20) 鑰石——『通制條格』(關連記事②)は「鑰石」に作る。「鑰石」は黄銅のことである。

- (21) 授各投下令旨、鈞旨有印信見任人員——『元典章』卷九、吏部三、官制、投下官「投下不得勾職官」條を參照。

- (22) 暗花——色彩などが目立たない紋様。

- (23) 注絲——『元史』(關連記事④)、『通制條格』(關連記事②)は「紵絲」とする。陳元龍『格致鏡原』卷二七、布帛類には「紵絲：釋文云織音志、今訛爲注。遂稱注絲。志注聲相近也。或寫爲苧絲、卽又轉訛」とあり、「紵絲」を「注絲」と稱することがあった。「紵絲」とは、花草禽獸の意匠や詩文などを織りこんだ織物。

- (24) 絲紬綾羅——残り繭をほぐした眞綿や切れ切れの絲を紡

いだ糸が「紬」。通常の絹糸や紬糸で織った綾や羅をいう。「綾」は組織點を斜めに連續するように配置した織物。單純な斜紋をもつ緻密な織物となる。「羅」は既出。

- (25) 碧甸——黒綠色で安價な碧石を「碧錠子」と言ったことが曹照『格古要論』卷中に見える。「甸」と「錠」は音通。

- (26) 紬絹——『元史』刑法志(關連記事⑤)は「紬絹」とする。「紬」「絹」は同音、屑繭をほぐした眞綿を紡いで作る糸、またそれを用いた織物のこと。

- (27) 舊例——『元典章』卷二九、禮部二、服色「娼妓服色」條のこと。

- (28) 決五十七下——一般的に史料は笞刑とするが、『元典章』卷三九、刑部一、刑制「罪名府縣斷隸」に引かれる至元新格では笞杖の區別が爲されていない。

(關連記事)

- ① 『元典章』卷二九、禮部二、禮制「貴賤服色等第」(本冊頁一七一の表)

- ② 『通制條格』卷九、衣服「服色」延祐元年十二月條

- ③ 『元史』卷二五、仁宗本紀、延祐元年十二月、「壬辰、詔定官員士庶衣服車輿制度。」

- ④ 『元史』卷七八、輿服志一「服色等第」

- ⑤ 『元史』卷百五、刑法志四「禁令」

- ⑥ 至順本『事林廣記』別集卷三、刑法類、大元通制「官民服色」和刻本『事林廣記』壬集卷一、至元雜令「官民儀禮」、「品官車制」、「私家車服」

(加藤雄三)

三〔提控都吏目公服〕(29-01-03 典章29 禮部 服色 3b)
至元九年、中書禮部近據濮州申：本州如遇捧接詔敕、其提領案牘、合無製造公服。乞照詳。省部議得、諸路總管府并散府上中下州所設提領〔按〕〔案〕牘、都吏目、俱係未入流品人員、難擬製造公服。如遇行禮、權擬衣檀合羅窄衫、黑角束帶、舒脚幘頭。呈奉中書省劄付、准呈、仍通行合屬、依上施行。

(譯)

〔提控案牘、都目、吏目の公服〕

至元九年(一二七二)、中書〔吏〕禮部が近頃據けた濮州の申に「本州が詔敕を捧接する場合、提領案牘は公服を作るべきかいなか、検討を乞う」とあった。中書省吏禮部が議論した結果「諸路總管府及び散府、上中下州に設けられる提領案牘、都目、吏目はともに未入流の人員であり、公服を作るようにはしがたい。もし禮を伴う行事があるならば、假に赤褐色の薄絹の筒袖、黒角の束帶、舒脚幘頭〔頭巾〕を着用したらいかか。」とあった。〔吏禮部が〕呈して奉じた中書省の劄付に、「呈を准める。なお下

【提控都吏目公服】(典章二九、禮部卷二)
至元九年

中書禮部 近據	濮州申
省部議得、諸路總管府并散府上中下州所設提領案牘都吏目、……如遇行禮、權擬衣檀合羅窄衫、黑角束帶、舒脚幘頭。呈奉	本州如遇捧接詔敕、其提領案牘、合無製造公服、乞照詳。
中書省劄付	
准呈、仍通行合屬、依上施行。	

屬のものに遍く行移し、これによって施行せよ」とあった。

(注)

(1) 中書禮部——この時期の六部構成からすれば、ここは次條と同じく吏禮部でなければならない。『通制條格』は吏禮部とする。

(2) 本州——『通制條格』(關連記事①)は「本州不設知事」とある。

(3) 提領案牘——提領案牘と提控案牘。區別があるのか否か、用例からは判別できない。

(4) 檀合——『通制條格』は「檀褐」に作る。當時、「合」と「褐」は同音。『輟耕錄』卷十一「采繪法」を参照のこと。

(5) 舒脚幘頭——翼狀の裝飾帶二本を左右に延ばす頭巾。この頭巾は、提領案牘、都目、吏目、典史、巡檢、站官などが着用する。『元史』卷七一、禮樂五「樂隊」には「引隊大樂禮官二員、冠展角幘頭、紫袍、塗金帶、執笏」とあり、同卷七八、輿服志一の「宣聖廟祭服」には「舒角幘頭二、軟角唐巾四十」とある。『大明集禮』には「展脚幘頭」という語が見える。脚と角が同音、舒と展が同義であることが伺える。『元史』卷七八、輿服志一

展脚幘頭



「儀衛服色」には各種の頭巾の形態について「交角幘頭、其制巾後交折其角。鳳翅幘頭、制如唐巾、兩角上曲而作雲頭、兩傍覆以兩金鳳翅。學士帽、制如唐巾、兩角如匙頭下垂。唐巾、制如幘頭、而攢其角、兩角上曲作雲頭。控鶴幘頭、制如交角、金縷其額。花角幘頭、制如控鶴幘頭、兩角及額上簇象生雜花」と解説する。ここには舒脚幘頭、展角幘頭の名は見えないが、交角幘頭が帶二本（翼狀）を後ろに折り上げるのにたいし、舒脚幘頭、展角幘頭はそのまま平らにしておくのであろう。

（關連記事）

- ①『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」至元九年三月條（第三一條）

（加藤雄三）

四「禮生公服」（29-01-04 典章29 禮部 服色 3b）

至元十年，中書吏禮部：河間路申：爲定奪禮生公服事。本部議得，各

【禮生公服】（典章二九、禮部卷二）
至元十年

中書吏禮部
河間路申
爲定奪禮生公服事。
本部議得，各路禮生，不須册設。擬合於見設司吏內，…… 權擬穿茶合羅窄衫、舒脚幘頭、黑角束帶。
呈奉
都堂鈞旨
准呈，送本部，行下照會施行。

路禮生，不須册設。擬合於見設司吏內，不妨委差一名勾當外，據合穿公服，比及通行定奪以來，權擬穿茶合羅窄衫、舒脚幘頭、黑角束帶。呈奉都堂鈞旨，准呈，送本部，行下照會施行。

（譯）

「禮生の公服」

至元十年（一二七三）、中書吏禮部（の符文）。〔據けた〕河間路の申文に「禮生の公服を措置することについて」とあり、本部が議論した結果「各路の禮生は設置しなくてよいだろう。現在居る司吏から一名を選んで本務に支障ないように禮生の仕事に充てるほか、着用すべき公服は、措置を通行するまでは、假に茶褐色の薄絹の筒袖、舒脚幘頭、黑角束帶を着用させたらいかか。」（吏禮部が）呈して奉じた都堂の鈞旨に「呈を准む。本部〔吏禮部〕に送り，下屬に行移し通達して施行せよ。」とあった。

（注）

- （1）不妨——不妨職、すなわち本務に支障なく、という意である。

- （2）茶合——前條注（4）参照。

- （3）舒脚幘頭——前條注（5）参照。

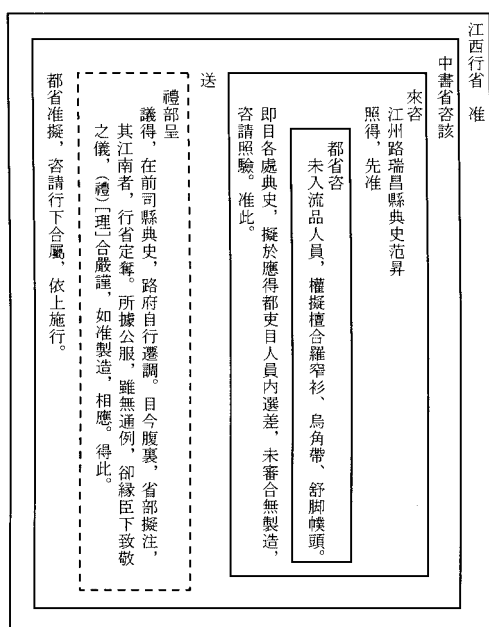
（關連記事）

- ①『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」（第三六條）に「至元三十一年十一月中書省河南省咨：迎宣接詔，國家祭祀立朔望行香，止是守土有司爲班首。自立行樞密院以來，鎮守軍官亦要與民官俱作班首。禮部議得，上項事理合准守土官員爲班首。都省准擬」とある。

（加藤雄三）

五 (典史公服) (29-01-05 典章 29 禮部 服色 3b)
 大德七年十月二十一日、江西行省准中書省咨、該：來咨：江州路瑞昌縣典史范昇^①、照得、先准都省咨：未入流品人員、權擬檀合羅窄衫、烏角帶、舒脚幘頭^②。即日各處典史、擬於應得都吏目人員內選差、未審合無製造。咨請照驗。准此。送禮部呈：議得、在前司縣典史、路府自行遷調。目今腹裏、省部擬注、其江南者、行省定奪。所據公服、雖無通例、卻緣臣下致敬之儀、(禮)(理)合嚴謹、如准製造、相應。得此。都省准擬、咨請行下合屬、依上施行。

【典史公服】 (典章二九、禮部卷二)
 大德七年十月二十一日



(譯)

〔典史の公服〕

大德七年(一三〇三)十月二日、江西行省が准けた中書省の咨の要約。〔江西行省からの〕來咨。〔江州路瑞昌縣典史范昇(の申文)〕。〔江西行省が〕調べたところ、先に准けた中書省の咨文に『未入流の人員は假に赤褐色の羅の筒袖、烏角帶、舒脚幘頭を着用する』とあった。現在、各處の典史は都目、吏目となるべき人員から選抜任命しているが、〔公服を〕作成すべきか否か審らかにしない。咨文を行移し検討を請う。准此。送って據けた禮部の呈文には「議論したところ、以前錄事司、縣の典史は、路總管府が人事異動を自ら行っていた。現在腹裏は省部が人事を定め、江南は行省が措置している。公服については、通例はないとはいえ、臣下が敬意を表す作法は、理として謹嚴であるべきだ。准めて作らせればよいだろう。」得此。中書省は擬を准め、下屬に行移し、このように施行することを咨文により請うた。

(注)

- (1) 典史范昇——范昇の申文の内容は省略されている。典史は胥吏を率る縣の屬官。未入流の首領官の一種。
- (2) 檀合羅——『通制條格』(關連記事①)は「合」字を「褐」字に作る。
- (3) 烏角帶——『通制條格』(關連記事①)は「帶」を「束帶」に作る。
- (4) 舒脚幘頭——本卷の三(提控都吏目公服)注(5)(頁一七九)および附圖を参照。
- (5) 送——この「送」は「送據」と言うに等しい。

- (6) 省部擬注——典史の選任を中書吏部で行なうこと。
 (7) 禮——元刻本は理字を禮字に誤る。
 (關連記事)
 ①『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」(第三三條、大德七年九月)

六
〔巡檢公服〕
(29
01
06
典章29
禮部
服色
4 a)

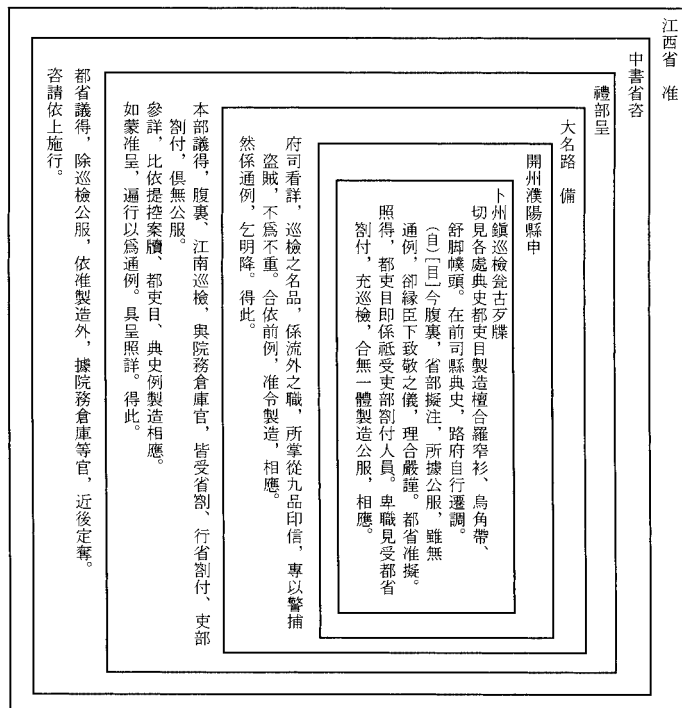
大德八年六月二十二日，江西省准中書省咨：禮部呈：大名路備開州濮陽縣申：卜州鎮巡檢蓋古歹牒：切見各處典史、都吏目製造檀合羅窄衫、鳥角帶、舒脚幘頭。在前司縣典史、路府自行選調。(自)(目)今腹裏，省部擬注，所據公服，雖無通例，卻緣臣下致敬之儀，理合嚴謹。都省准擬。照得，都吏目即係祇受吏部劄付人員。卑職見受都省劄付，充巡檢，合無一體製造公服，相應。府司看詳，巡檢之名品，係流外之職，所掌從九品印信，專以警捕盜賊，不爲不重。合依前例，准令製造，相應。然係通例，乞明降。得此。本部議得，腹裏、江南巡檢，與院務倉庫官，皆受省劄、行省劄付、吏部劄付，俱無公服。參詳，比依提控案牘、都吏目、典史例製造，相應。如蒙准呈，遍行以爲通例。具呈照詳。得此。都省議得，除巡檢公服，依准製造外，據院務倉庫等官，近後定奪。咨請依上施行。

(譯)

〔巡檢の服色〕

大徳八年（一二〇四）六月二日、江西行省が准けた中書省の咨。禮部の呈。大名路が備した開州濮陽縣の申。卜州鎮巡檢益古歹の牒に、「私が考えるに、「各處の典史、都目、吏目は赤褐色の薄絹の筒袖、烏角帶、舒脚襪頭を作っている。以前は錄事司・縣

【巡檢公服】（典章二九、禮部卷二）
大德八年六月二十二日



の典史は、路總管府が自ら人事異動を行っていた。現在腹裏は省部が人事を定めている。公服については、通例はないといへ、臣下が敬意を表す作法は、理として謹嚴であるべきだ。中書省は擬を准めた、(という咨文がすでに下されている)。調べた

ところ、都目、吏目は謹んで吏部の割付を受けた人員である。卑職も中書省の割付を現に受けて、巡檢に充たっている。同様に公服を作ったらよいのではないか。」「(大名路總管) 府の意見では、「巡檢の位というのは、流外の職であるが、從九品の印信を持って、盜賊を警戒逮捕することを専らとしており、輕んずることができない。前例に倣って、准して作らせたらよいのではないか。しかしながら通例に關わるので、指示を乞う。」得此(大名路申)。本部〔禮部〕が議論した結果「腹裏、江南の巡檢と院務〔稅務の〕倉庫官は皆中書省の割付、行省の割付、吏部の割付を受けている、ともに公服はない。考えるに、提控案牘、都目、吏目、典史の例に比依して作ったらよいのではないか。もし、准許が得られれば、全國に通行して通例とする。具呈するので檢討を乞う。」得此。中書省が議論した結果、巡檢の公服は製造を准めるほか、院務倉庫官については、近々決定することとした。このように施行することを咨文により請う。

(注)

- (1) 檀合——既出、頁一七九、注(4)。
- (2) 自今——前條に據って「目今」と改める。
- (3) 合無一體製造公服、相應——「相應」を衍字として解釋してもよいが、濮陽縣の申文に「巡檢の公服を製造すれば相應だ」という意見が具申されていたと見ることもできる。

(加藤雄三)

七 (儒官服色) (29-01-07 典章29 禮部 服色 4 a)

大德十年六月、湖廣行省准中書省咨：四川省咨：重慶路備(全州)

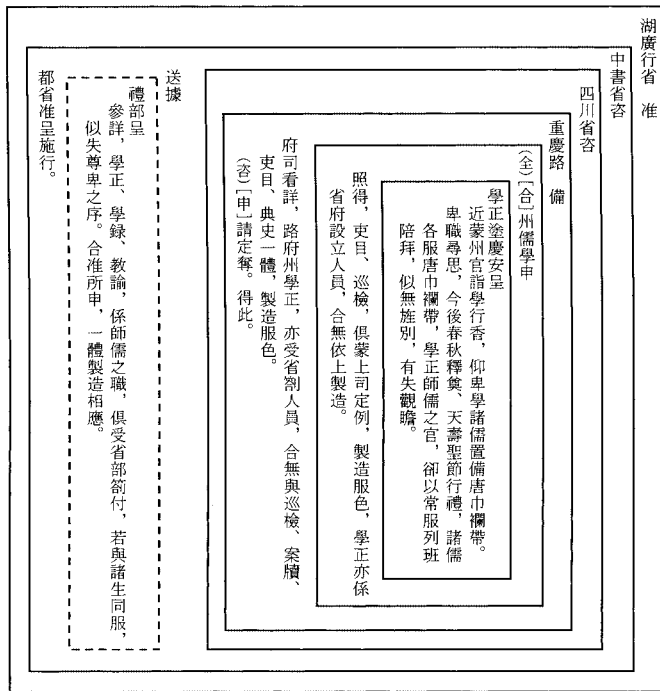
〔合州〕^①儒學申：學正塗慶安呈：「近蒙『州官詣學行香、仰卑學諸儒置備唐巾欄帶』。卑職尋思、今後春秋釋奠、天壽聖節行禮、諸儒各服唐巾欄帶、學正師儒之官、卻以常服列班陪拜、似無旌別、有失觀瞻。」照得、吏目、巡檢、俱蒙上司定例、製造服色、學正亦係省府設立人員、合無依上製造。府司看詳、路府州學正、亦受省割人員、合無與巡檢、案牘、吏目、典史一體、製造服色。(咨)〔申〕請定奪。得此。送據禮部呈：「參詳、學正、學錄、教諭、係師儒之職、俱受省部割付、若與諸生同服、似失尊卑之序。合准所申、一體製造、相應。」都省准呈施行。

(譯)

〔儒官の服色〕

大德十年六月、湖廣行省の准けた中書省の咨。四川省の咨。重慶路の備した合州儒學の申。學正塗慶安の呈に、「最近、『州官が儒學に來て香をたいて拜禮するときは、當學の諸儒には唐巾、欄帶を用意せよ』という通知を受けたが、卑職が思うに、今後春秋の釋奠・天壽の聖節の行禮に、諸儒が各々唐巾、欄帶を着用すると、學正は師儒の官であるのに、かえって常服で班列に拜禮することになり、身分の區別が無く、威儀を損ねるようになる」とあった(學正塗慶安呈)。(合州儒學が)照得するに、吏目、巡檢は俱に上司の定例をうけて服色を製造しており、學正もまた省府の設立した人員であるので、上に依って製造すべきではないか(全州路儒學申)。府司(重慶路)が看詳するに、路、府、州の學正もまた省割を受ける人員であるので、巡檢、案牘、吏目、典史らと同じように服色を製造すべきではないか。申して定奪を請う。得此(重慶路申、四川行省咨)。(中書省が)送って據けた禮部の呈に、「考えるに、學正、學錄、教諭は師儒

【儒官服色】（典章二九、禮部卷二）
大德十年六月



の職であり、俱に省部の割付を受けているのに、もし諸生と同じ服ならば、尊卑の序を失するであろう。合に申する所を准め、一體に製造すればよい」とあった（禮部呈）。都省は呈を准めるので、施行されたい（中書省咨）。

（注）

① 全州——合州の誤り。全州路は湖南道宣慰司所管の下路であり、四川行省下の重慶路に隸するのは合州である（『元史』卷六十、地理志三「重慶路」）。

② 學正——學官の一。腹裏では禮部、諸路では行省・宣慰司に任命され、路と下州の儒學に各一員設けられた。これに對し中書（あるいは尙書）に任命されるのが教授で、路・府・上州・中州の儒學に各一員設けられた。『元史』卷八一、選舉志一「學校」に「凡師儒之命於朝廷者，曰教授，路府上中州置之。命於禮部及行省及宣慰司者，曰學正，山長，學錄，教諭，路州縣及書院置之。路設教授，學正，學錄各一員，散府上中州設教授一員，下州設學正一員，縣設教諭一員，書院設山長一員」とある。ここにある合州は下州。

③ 釋奠——孔子に對する祀り。二月・八月の上丁の日に行う。その儀制は『元史』卷七六、祭祀志五「宣聖」を参照。

④ 吏目、巡檢，俱蒙上司定例，製造服色——前出の「提控都吏目公服」「巡檢公服」を参照。

⑤ 咨請定奪——「申請定奪」の誤りと解した。「定奪」を請う主體が四川行省であると解するならば、續く、「得此」は「准此」と訂正されねばならない。

⑥ 學錄、教諭——學官の一。學正と同じく禮部・行省・宣慰司に任命され、學錄は路に一員、教諭は縣に一員置かれた（『元史』卷八一、選舉志一「學校」）。

（關連記事）

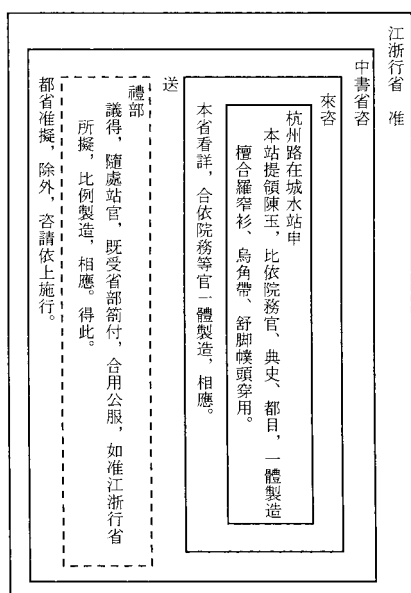
①『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」（第三三條）

（藤本猛）

八 「站官服色」 (29-01-08 典章29 禮部 服色 4b)

延祐五年正月、江浙行省准中書省咨：來咨：杭州路在城水站申：「本站提領陳玉，比依院務官、典史、都目，一體製造檀合羅窄衫、烏角帶、舒脚幘頭穿用。」本省看詳，合依院務等官一體製造，相應。送禮部：議得，隨處站官，既受省部劄付，合用公服。如准江浙行省所擬，比例製造，相應。得此。都省准擬，除外，咨請依上施行。

【站官服色】 (典章二九、禮部卷二)
延祐五年正月



(譯)

〔站赤の官の服色〕

延祐五年 (一三一八) 正月、江浙行省の准けた中書省の咨。〔江浙行省からの〕來咨。杭州路在城水駅の申に、「本站提領の陳玉

は、院務官、典史、都目〔の例〕に倣い、同じように赤褐色の薄絹の筒袖、烏角帶、舒脚幘頭を製造して身に附けている」とあった〔杭州路在城水站申〕。本省〔江浙行省〕が看詳するに、院務等の官にならって同じように製造すればよいのではなからうか〔江浙行省咨〕。〔中書省が〕禮部に送って〔受けた回呈に〕議したところ、各地の站官は既に省部の劄付を受けているので、用いるべき公服は江浙行省の擬をみとめ、例に照らして製造すればよいと思われる。得此〔禮部呈〕。都省は擬を准め、〔江浙行省に通知する〕ほか、咨してこのように施行されることを請う。

(注)

(1) 杭州路在城水站——『永樂大典』卷一九四三二「站赤七」

によれば杭州路には在城站と在城遞運官物站の二カ所の在城水站があった。

(2) 提領——『元典章』卷九、吏部三、官制三「選取站官事理」

に、至元二十三年 (一二八六) 九月の中書省の咨として、江南諸路新附の站官について「每站設提領、副使各一員。提領一員、於慣會勾當北人內選取、受行省劄付、勾當三周歲爲滿」とある。ちなみに副使の方は、通政院の劄付を受ける、とある。

(3) 院務官——場務官・稅務官で各種商稅の徵稅擔當官。『元典章』卷九、吏部三、官制三「場務官」に〔院務官品級〕がある。

(藤本猛)

九 〔秀才祭丁當備唐巾欄帶〕 (29-01-09 典章 29 禮部 服色 4 b)

至元十年二月、中書吏禮部承奉中書省判送：大司農御史中丞兼領〔待〕儀司呈：「至聖文宣王、用王者之禮樂、御王者之衣冠、南

【秀才祭丁當備唐巾欄帶】 (典章二九、禮部卷二)
至元十年二月

中書吏禮部 承奉	中書省判送	大司農御史中丞兼領侍儀司呈 至聖文宣王、用王者之禮樂、御王者之衣冠、…… 切見、外路官員提舉教授、…… 及照得、漢唐以來、祭文廟享社稷、無非具公服執手板、…… 以行釋菜之禮、似爲相應。	批奉都堂鈞旨 送吏〔禮部擬定運呈。〕	〔省〕部議得、衣冠所以彰貴賤表誠敬、……以行其事。 參詳、如准侍儀司所呈、似爲相應。 乞賜通行合屬、春秋二丁、……以行釋菜之禮。	呈奉	都堂鈞旨	送本部、就翰林院議擬。	回准	〔翰林院牒孩	照得、貴部所擬、是爲相應。	呈奉	都堂鈞旨	送本部、准呈施行。
----------	-------	---	-------------------------------	---	----	------	-------------	----	--------	---------------	----	------	-----------

面當坐、天子〔拱〕〔供〕祠。其於萬世之絕尊、千載之通祀者、莫如吾夫子也。切見外路官員、提學、教授、每遇春秋二丁、不變常服、以供執事、於禮未宜。及照得、漢唐以來、祭文廟、享社稷、無非具公服執手板、行諸祭享之禮、且鄉人儺、孔子猶朝服而立於阼階。況先聖先師、安得不備禮儀者乎。釋老二家、與儒一例、彼皆黃冠緇衣、以別其徒。獨彼孔門衣服混然、無以異於常人者。自今以往、擬合令執事官員、各依品序穿着公服外、據陪位諸儒、亦合衣欄帶、冠唐巾、以行釋菜之禮、似爲相應。」

批奉都堂鈞旨：「送吏部」議得、衣冠所以彰貴賤、表誠敬、況國家大祀先聖先師、不必援釋老二家之例。凡預執事官員及陪位諸儒、自當謹儀禮以行其事。參詳、如准侍儀司所呈、似爲相應。乞賜通行合屬、春秋二丁、除執事官已有各依品序製造公服外、據陪位諸儒、自備欄帶唐巾、以行釋菜之禮。呈奉都堂鈞旨：「送本部、就牒翰林院、議擬。」回准牒、該：照得、貴部所擬、是爲相應。呈奉都堂鈞旨、「送本部、准呈施行」。

〔譯〕

〔秀才が祭丁するときには唐巾欄帶を備えよ〕
至元十年（一二七三）二月、中書吏禮部の承奉した中書省の判送。大司農、御史中丞兼領侍儀司の呈に、「至聖文宣王〔孔子〕には王者の禮樂を用い、王者の衣冠を召し、南面して座り天子が〔自ら〕祀る。萬世にこの上なく尊ばれ、千年もの間ずっと祀られて續けている者は、吾が夫子〔孔子〕をおいて他にない。思うに、外路の官員、提學、教授らは春秋二丁の祭りを行うとき、いつも常服から着替えないまま儀式を執り行っており、禮からみてよろしくない。また照得するに、漢唐以來、文廟を祭り、社稷を祭る際に、公服を着ず、手板を執らずに諸々の祭享の禮を

行ったことは無かった。また郷人の讎においてすら、孔子は朝服を着て阼階のところに立ったのだから、まして先聖先師に對して、どうして禮儀を備えないでよからうか。釋、老の二家も儒家と同様であるが、彼らはみな「道士には」黃冠、「僧侶には」黒衣があつて、それでその門徒と區別している。ただかの儒敎のみが衣服がごっちゃになつており、普通の者と區別がなされていない。これからは、執事の官員に各々品序に依つて公服を着させるほか、陪席する諸儒についても、欄帶を着て唐巾を被らせ、それで釋菜の禮を行わたならばよいのではなからうか」(大司農御史中丞兼領侍儀司呈)。

批奉せる都堂の鈞旨に、「吏部〔吏禮部〕に送れ」(都堂鈞旨)とあつた(中書省判送)。(受けた吏禮部の回呈に)「議したところ、衣冠は貴賤をあきらかにし、誠敬を表すためのものであり、まして國家が先聖先師を大祀しているのであつて、釋老二家の例を援用する必要もなく、執事の官員及び陪席する諸儒はすべて自ら儀禮を謹んでその事を行うべきである。參詳するに、侍儀司の呈する所をみるとめればよろしいであらう。所屬の役所に遍く通達し、春秋の二丁の祭りは、執事の官はすでに各々の品序に従つて製造した公服が有り、それを着るのは當然のこととして、陪席する諸儒については、自分で欄帶唐巾を用意して、それで釋菜の禮を行わせるよう乞う」(吏禮部呈)。(吏禮部が中書省に)呈して奉じた都堂〔中書省〕の鈞旨に、「本部〔吏禮部〕に送り、翰林院に牒を送つて、案を議させよ」(都堂鈞旨)。(そこで翰林院に送つて)戻つてきた牒の要約に、「調べたところ、貴部〔吏禮部〕の考えがよいであらう」(翰林院牒)。そのことを〔吏禮部が中書省に〕呈して奉じた都堂の鈞旨に、「本部〔吏禮部〕に送り、呈を准めて施行せよ」(都堂鈞旨)。

部)に送り、呈を准めて施行せよ」(都堂鈞旨)。

(注)

(1) 祭丁——釋奠の祀り。七〔儒官服色〕注(3)を參照

(2) 大司農御史中丞兼領侍儀司——ドルベト氏のボロト(Bold 字羅)。十七〔迎接台行禮數〕を參照。

(3) 至聖文宣王——孔子の諡號。唐玄宗開元二十七年(七三九)八月に文宣王と諡され、北宋大中祥符元年(一〇〇八)十一月に玄聖文宣王、次いで五年十二月に至聖文宣王と諡された。元至大元年(一二〇八)七月には大成至聖文宣王となる。

(4) 供祠——元刻本は拱祠に作る。『廟學典禮』(關連記事①)および十〔南北士服各從其便〕(次條)に従い改める。

(5) 手版——笏のこと、「手版」とも書く。『文獻通考』卷一百十二、王禮考「笏、度二尺有六寸、中博二寸、其殺六分去一。晉宋以來、謂之手版。」

(6) 郷人讎、孔子猶朝服而立於阼階——『論語』郷黨篇に「郷人讎、朝服而立於阼階」とある。「讎」は厄除けのまつり。

(7) 先聖先師——通常は孔子と顏淵のこと。唐代以前、周公を先聖、孔子を先師とした時期もあったが、唐高宗朝に孔子を先聖、顏回を先師とした。『萬曆野獲編』補遺卷二、禮部、文廟不祀周公に「文廟自唐以前、俱祀周公爲先聖、南面坐、以孔子配爲先師、東向坐。至開元二十七年、孔子始得並坐南面。其後又以孔子爲先聖、顏淵爲先師」という。ただし孔子一人を指す場合もある。

(8) 一例——『廟學典禮』(關連記事①)は「一體」に作る。同書所掲の文書とは文字の異同が多い。以下の注では例舉する

- (藤本猛)

十〔南北土服各從其便〕（29-01-10 典章29 禮部 服色 5a）
大德十年六月，湖廣行省准中書省咨：「御史臺呈：『會驗至元十年三月吏部奉省判：『大司農，御史中丞呈：至聖文宣王，用王者禮樂，御王者衣冠，南面當坐，天子供祠。其於萬世之絕尊，千載之通祀者，莫如吾夫子也。春秋二丁，除執事官已有各依品序製造公服外，據陪位諸儒，自備欄帶唐巾，以行釋菜之禮。牒翰林院，議擬相應。呈奉都堂鈞旨：准呈。行下合屬，依上施行』外，今見建康路學祭祀，陪位諸儒，

【南北士服各從其便】（典章二九、禮部卷二）
大德十年六月



送據禮部呈、議得、釋奠先聖、禮尚誠敬。除腹裏已有循行體制外、有江南路分、合令獻官、與祭官員、依品序、各具公服、執事、齋郎人員、衣欄帶、冠唐巾行禮。陪位諸儒、如准行臺所擬、南北士服、各從其便、於禮爲宜。具呈照詳。都省准擬、咨請依上施行。

(譯)

〔南北の士服は各々その便宜に従う〕

大德十年(一三〇六)六月、湖廣行省の准けた中書省の咨。御史臺の呈に「調べたところ、至元十年(一二七三)三月に吏部が奉じた省判。大司農御史中丞の呈に、『至聖文宣王(孔子)には王者の禮樂を用い、王者の衣冠を召し、南面して座り、天子が祀る。萬世にこの上なく尊ばれ、千年の間ずっと祀られている者は、わが夫子(孔子)をおいて他にない。春秋の二丁の祭りは、執事の官はすでに各々品序に従って製造した公服が有るほか、陪席する諸儒については、自分で欄帶唐巾を用意して、それで釋菜の禮を行なわれよ』(大司農御史中丞呈)。翰林院に牒し、議擬させたところ、よろしいとあった(翰林院牒)。呈して奉じた都堂の鈞旨に、『呈を准める』(吏部奉省判)。(このことは)所屬の役所に遍く通達し、そのように施行したが、いま建康路學での祭祀を見たところ、陪席する諸儒は全く欄帶唐巾を用意していない。(改めて)各道に遍く通達し、一様に施行されるように請う。御史臺が看詳するに、江南を平定して以來、およそ春秋と朔望の拜禮の儀式があれば、諸儒は各々深衣を着て、執事の者が陪席して、儀式を執り行つてすでに久しい。このことを古制に照らして考えると、禮制になつており、南北における士服はそれぞれの便宜に従うべきである。具呈す。照詳せられよ。」得此(御史臺呈)。

送つて據けた禮部の呈に、「議したところ、先聖に釋奠する際には、禮として誠敬であることが尊ばれる。腹裏ではすでに循行している體制があり、それを(以降も續けて)行なうほか、江南地方では、獻官(司祭の官)と祭に參列する官員とに、品序に依つて各々公服を身につけさせ、執事や齋郎の人員は欄帶を着、唐巾を被つて禮を行わせるべきで、陪席する諸儒については、江南行臺の提案を准めて、南北の士服は各々の便宜に従わせれば、禮からみてもよろしい。具呈する。照詳せられよ」(禮部呈)。都省は(禮部の)提案を准める。咨してこのように施行されるよう請う(中書省咨)。

(注)

(1) 朔望拜奠——『廟學典禮』卷一、官吏詣廟學燒香講書に「如遇朔望、自長次以下正官同首領官、率領僚屬吏員、俱詣文廟燒香。」とある。

(2) 深衣——上着と裳裾の連接した衣。大夫・士の朝祭の次服、庶人の吉禮の服。『三才圖繪』衣服に圖あり。江南において祭祀の際に深衣を着ていたことについては、『至順鎮江志』卷十一、學校、儒學、書籍の「祭服」の注に「唐巾二十、唐帽四十五、深衣三十三、白欄衫四十五、苧欄衫三十五、束帶四十五、皂革褲三十五、幘頭褐袍角帶槐簡各一」とある。これを考究したものに黃宗義「深衣考」一卷がある。

(3) 獻官——釋奠の儀式において獻、すなわち神へ供物を捧げる官で、初獻・亞獻・終獻を擔當する三人がいた。

(4) 與祭官員——『元史』卷七六、祭祀志五「宣聖」には「其釋奠之儀、省牲前期一日晡時、三獻官、監祭官各具公服」とある

ことからすると、「監祭官」とすべきかも知れない。

(5) 行臺——禮部の議案は「御史臺呈」をうけてなされた。従ってここで江南行臺に言及するのは唐突である。建康路の事案が發端であることからすると、「御史臺呈」中に行臺の見解が引用されていた可能性もある。

(藤本猛)

十一 (僧人服色) (29-01-11 典章29 禮部 進表 5b)

至元二十三年、江西行省據江淮釋教總攝所呈：今有朝廷差來官賞葺八合赤、并奉御等官、齋擎聖旨、前來江淮等處行中書省開讀欽奉聖旨節該：楊總攝奏將來、蠻子田地裏、衆僧每根底、依着在先體例裏、袈(娑)衣服每根底改了呵、帝師傳來的律法體例、比丘戒要受底人、傳與律戒底上、賞葺爲頭僧人每根底、玉都失一處使將來。講主每根底紅袈(娑)紅衣服、長老每根底黃袈(娑)黃衣服、餘外僧人每根底、茶褐袈裟茶褐衣服穿了呵、律法體例裏、傳法者。如今、師父每、使臣每、受戒做好事底其間、不揀甚麼、休攪擾呵、那人不怕那甚麼。欽此。

【僧人服色】 (典章二九、禮部卷二)

至元二十三年

江西行省 據

江淮釋教總攝所呈
今有朝廷差來官賞葺八合赤、并奉御等官、齋擎聖旨、前來江淮等處
行中書省開讀欽奉聖旨節該、楊總攝奏將來、……休攪擾呵、那人
不怕那甚麼。欽此。

(譯)

〔僧侶の服色〕

至元二十三年(一二八六)、江西行省が據けた江淮釋教總攝所の呈に、いま朝廷が遣わして來た官の賞葺八合赤ならびに奉御等の官が聖旨を携え、江淮等處行中書省にやって來て開讀した欽奉した聖旨の要約に、楊總攝が奏して來たことには、江南地域では、多くの僧たちに、先の體例に依着して袈裟や衣服を改めさせようとしたが、帝師が傳えて來た律法の體例では、比丘戒を受けようとする人には、戒律を傳與しようとするので、賞葺を長とする僧侶らのところに玉都失と一處にやって來させよ。

講主らには紅い袈裟と紅い衣服を、長老らには黄色の袈裟と黄色の衣服を、他の僧侶らには茶褐色の袈裟と茶褐色の衣服を着させて、律法の體例に基づいて傳法せよ、とあった。いま「師父ら、使臣らが受戒の佛事を營み、その間何であつても騒ぎを起すな」としたならば、その「邪魔をする」人らは恐れないであろうか、とあった。欽此。

(注)

(1) 江淮釋教總攝所——世祖以降、佛教事務を管理したのは中央の諸路釋教總統所であるが、そのほか重要地區に總統所が設置された。うち江南には至元十四年(一二七七)に僧元吉祥、恰真、加加瓦が江南總攝に任命され、僧錄司、僧正司、都綱司を統轄し、僧尼の詞訟を司った。至大四年(二三二一)の仁宗即位のときに各級の僧司衙門とともに廢された。「總攝所」「總統所」という名稱の違いについては、行省の名稱變化に伴ったものという。高雄義堅「元代に於ける僧尼管屬僧官竝

- に度牒の研究」(『龍谷大學紀要』一、一九四四年) 参照。
- (2) 賞簪八合赤——不明。八合赤は「博士」のことで、僧侶のこともそう呼ぶ。師父と同じ。
- (3) 奉御——禮部侍儀司の長である左右侍儀奉御のことか。『元史』卷八五、百官志一「禮部」に「侍儀司、秩正四品。掌凡朝會、即位、册后、建儲、奉上尊號及外國朝覲之禮。至元八年始置。左右侍儀奉御二員、禮部侍郎知侍儀事一員、引進使知侍儀事一員、左右侍儀使二員、左右直侍儀使二員、左右侍儀副使二員、左右侍儀僉事二員、引進副使、侍儀令、承奉班都知、尙衣局大使各一員。十二年、省左侍儀奉御、通曰左右侍儀。省引進副使及侍儀令、尙衣使等員、改置通事舍人十四員」とある。
- (4) 楊總攝——楊璉真加。チベット佛教僧で江南總攝となり、江南佛教のことを司った。民財を侵奪したり、サンガと結んで宋陵を暴くなど惡名高く、至元二年(一二九一)に失脚した。『元史』卷二百一、釋老傳、八思巴傳「有楊璉真加者、世祖用爲江南釋教總攝」。
- (5) 帝師——元朝歴代皇帝から尊崇されたチベット佛僧の統領。至元六年(一二六九)、パспаが最初に任じられた。以降、全國佛教界の最高權威となった。
- (6) 玉都失——未詳。
- (7) 講主——説教をする僧。小林高四郎、岡本敬二編『通制條格の研究譯註』(國書刊行會、一九六四年)では「天臺・華嚴・法相宗の尊稱」とする(第三册二一八頁)。
- (8) 長老——住持の禪宗僧の尊稱。『敕修清規住持章』「始奉其師爲住持、而尊之曰長老。」宋善卿『祖庭事苑』釋名識辨「今

禪宗住持之者、必呼長老。」ちなみに明代『禮部志稿』卷十八「土庶巾服」には「又令僧道服色、禪僧、茶褐常服、條、玉色伽裓。講僧、玉色常服、絲條、淺紅伽裓。教僧、皂常服、黑條、淺紅袈裟。僧官皆如之」とある。

(藤本猛)

十二 [校尉帶] (29-01-12 典章29 禮部 服色 5b)

中書省、大德二年二月十八日奏過事内一件：「諸王の祇候毎、外頭似校尉毎繫着帶、搔擾百姓行有。怎生整治的、教俺商量了說者」、麼道、塔察兒、伯勝等、俺根底傳。世祖皇帝時分、大大王毎根底繫帶的祇候毎行有來。如今位次裏委付來的、與印信來的大大王、駙馬毎根底、雖教祇候毎行呵、大王、駙馬面前的時分繫帶者。外頭差出去呵、休繫帶者。這裏御位下行的校尉毎出去呵、繫帶出去有。校尉毎繫帶出去呵、外頭難分揀也者。差出去呵、不教繫帶、教管校尉の官人毎、着記驗、教將着行者。今後、外頭但繫着帶行的、拿着發將來、要罪過呵、怎生。若是推稱大王官人毎呵、合奏的奏、俺合斷的俺定奪呵、怎生。除這の外、位次裏不曾委付來的、不曾與印來的小大王毎也教祇候行有。屬大數目的戸計内也教做祇候、隱占着行有。小大王毎、不教祇候行呵、怎生。奏呵、奉聖旨：「您的言語是有。那般者。小大王毎、休教祇候行者。」欽此。

【校尉帶】 (典章二九、禮部卷二)

中書省

大德二年二月十八日、奏過事内一件、……奏呵、奉聖旨。

您的言語是有。那般者。小大王毎、休教祇候行者。欽此。

(譯)

〔校尉の帶〕

中書省が大徳二年(一二九八)二月十八日に奏した事の内的一件に、「諸王の祇候〔供回り〕らが地方で校尉らのように帶を着け、行つては人民を搔擾している。どのようにして整治したのか、我ら〔中書省〕に相談させ〔その對策を〕言え」と〔ケシク〕の塔察兒、伯勝等が我ら〔中書省〕に傳えた。世祖皇帝のときには、大大王らの所には帶を着けた祇候らが仕事をしていた。いま位次に委付したもの、印信を與えた大大王、駙馬らのところで、祇候らに「仕事を」行なわせるときには、大王、駙馬の面前にあるときは帶を着けよ。外に遣わして行かせたならば、帶を着けるな。カインのところから行かせる校尉らが出て行くときは、帶を着けて出て行くのである。校尉らが帶を着けているのだから、〔祇候らも着けていると〕地方で區別しにくいだろう。〔祇候らを〕遣わして〔外に〕出て行つたならば帶を着けさせず、校尉を管理する官人らに記録し、チェックさせ、それに従つて行え。今後、地方で帶を着けて〔外に〕行つた者は、すべて捕らえて送還させ、罪過を求めたならばいかがでしょう。もしそれが大王の官人だと言ひ譯するなら、〔カインに〕奏すべきものは奏し、我ら〔中書省〕が裁きをつけるべきものは我らが決めたならばいかがでしょう。以上のことは當然のこととし、全く王位に任命されていない者、一度も印を與えられなかった小大王らもまた祇候を行かせている。一般戸計に屬する〔投下に屬さない〕者の中から祇候させることをひそかに行っている。小大王らは祇候を行かせなければいかがでしょう、と奏したところ、奉じた聖旨に「汝らの言うことは正しい。そのようにせ

よ。小大王らは祇候を行かせるな」とあった。欽此。

(注)

(1) 校尉——元代、武散官に承信校尉(正六品)から進義校尉

(正八品)までの十ランクがあったが、ここでの「校尉」は散官としてのそれではなく、執仗の士という意味。例えば門旗隊であれば、『元史』卷七九、輿服志二「崇天鹵簿」に「監門將軍二人、交角幟頭、緋絶繡抹額、紫羅繡師子襖袴、紅錦襖袍、金帶、烏鞞、横刀、佩弓矢、騎、馬甲、珂節全。次門旗二、執者二人、錦帽、緋絶生色師子文袍、銅革帶、紅雲鞞、劍而騎。引護者四人、服佩同執人、而加弓矢、騎。次監門校尉一人、騎、服佩同監門將軍、分左右行。」というように、各隊ともに校尉の服裝は將軍と同じである。よってここでの「校尉帶」とはこの「金帶」であろう。『元史』(關連記事①)では「假控鶴佩帶」としている。「控鶴」とは近侍の衛兵を指す。『通制條格』卷二七、雜令「控鶴等服帶」の諸條でも、「控鶴人」以外の「諸王、諸子、官人每根底祇候」が「控鶴」用の「裏肚、繫腰」を着用することを禁じている。

(2) 塔察兒——不明。成宗のときにケシクに居た人物だと思

われるので、世祖朝の初代御史大夫となったタガチャル、オッチギン家のタガチャルとは別人であろう。Tayacur

(3) 伯勝——王伯勝。十一歳のとき世祖のケシクに入り、ナヤンの亂平定で功を上げて拱衛直都指揮使となり、成宗末年までつとめた。『元史』卷一六九、王伯勝傳)

(4) 位下——諸王、駙馬、公主、妃子の名義のもの。ここでは「御」が附いているので皇帝直屬下という意味。

(關連記事)

- ① 『元史』卷十九、成宗本紀、大德二年二月乙酉「禁諸王從者假控鶴佩帶擾民。」

(藤本猛)

十三 (娼妓服色) 二款 (29-01-13 典章29 禮部 服色 6a)

至元五年十月、平陽路承奉中書右三部符文、該：准中書省劄付：娼妓之家、多與官員士庶同着衣服、不分貴賤。今擬、娼妓各分等第、穿着紫皂衫子、戴着冠兒。娼妓之家、家長并親屬男子、裹青頭巾、婦女帶抹子、俱要各各常川裹戴、仍不得戴等子、并穿着帶金衣服、及不得騎坐馬足。違者、許諸色人捉拿到官、將馬足給付拿住的人爲主。仰行下各路總管府、出榜嚴切省諭。如有違犯之人、就便究治事。仰照驗、速爲遍榜、依上禁治施行。

【娼妓服色】 (典章二九、禮部卷二)

至元五年十月

平陽路 承奉

中書右三部符文該 准

中書省劄付

娼妓之家、多與官員士庶同着衣服、不分貴賤。

今擬、娼妓各分等第、……如有違犯之人、就便究治事。

仰照驗、速爲遍榜、依上禁治施行。

(譯)

〔娼妓の服色〕

至元五年(一二六八)十月、平陽路が承奉した中書右三部の符文の要約。准けた中書省の劄付に、「娼妓の家は、多く官員士庶と同じ衣服を着ており、貴賤が分けられていない。今考えるに、娼妓は各おの等級を分け、紫皂衫子を身に着け、冠を被ればよいのではないだろうか。娼妓の家の家長ならびに親屬の男子は黒の頭巾をかぶり、婦女は抹子を着け、いずれも各々常に「頭巾か冠を」かぶっていないければならず、以前と同じく等子をかぶったり、金であしらった衣服を着たりしてはならず、また馬に騎乗してはいけない。違反した者は、諸々の者が捕らえて官に差し出すことを許し、馬は捕らえてきた者に給付し、「その者をその馬の」主人とする。申し付けて各路の總管府に文書を下して、榜文を出し厳しく省諭させる。もし違反する者がいれば、ただちに究治せられよ。照驗し、速やかに遍く榜を出し、このように取り締まりを施行せよ。

(注)

- (1) 中書右三部——中統元年(一二六〇)に兵部・刑部・工部を右三部とし、至元元年(一二六四)に兵刑部と工部に分かれ、三年に合して右三部となり、五年に再び兵刑部と工部に分かれ、最終的に七年、三つに分かれた(『元史』卷八五、百官志一「兵部」)。

- (2) 冠兒——戴善甫の雜劇「風光好」(元曲選本)第四折「上小樓」曲に、妓女の服裝につき、「官員祇候、梢子冠兒」とある。

- (3) 帶——このままでは讀めない。「帶」あるいは關連記事①

のように「紫」の誤りか。ここでは前者として譯す。

- (4) 抹子——抹頭・抹額のこと。布をもって額を括った鉢巻のようなもので、もとは下級武官などの衣裳。額子は「用紫羅爲無頂頭巾、謂之額子」(『說郛』卷九二上所引米芾『畫史』)という。

(關連記事)

- ① 『通制條格』卷九、衣服「服色」(第二四五條)
② 『元典章』卷二九、禮部二、服色「貴賤服色等第」(延祐二年二月欽奉聖旨條畫)

(藤本猛)

十四 (又(娼妓服色)) (29-01-14 典章29 禮部 服色 6b)

至元八年、尙書省准中書省咨：今有忽都魯吾四、業先納傳奉聖旨：「隨路娼妓、不戴冠兒者、中書省家官人每行文書教戴去者。欽此。」都

【又(娼妓服色)】(典章二九、禮部卷二)
至元八年

尙書省 准

中書省 咨

今有忽都魯吾四、業先納傳奉聖旨、隨路娼妓、不戴冠兒者、

中書省家官人每行文書教戴去者。欽此。

都省照得、先爲娼妓之家、多與官員士庶同着衣服、不分貴賤、

已經行下出榜省諭去訖。據此、咨請欽依聖旨及已行事理施行。

省照得、先爲娼妓之家、多與官員士庶同着衣服、不分貴賤、已經行下出榜省諭去訖。據此、咨請欽依聖旨及已行事理施行。

(譯)

(同上(娼妓の服色))

至元八年(一二七二)、尙書省が准けた中書省の咨。いま忽都魯吾四、業先納(の二人)が傳え(中書省が)奉じた聖旨に、「各地の路の娼妓で、冠をかぶっていない者は、中書省の官人らが文書を送ってかぶらせよ。」欽此(聖旨)。中書省が調べたところ、先に、娼妓の家は多く官員士庶と同じ衣服を着ており、貴賤が分けられていないという問題のために、すでに文書を下して榜文を出し省諭させた。此に據いては、否して聖旨及び已に行なってきた事理に欽依して施行されるよう請う。

(注)

- (1) 尙書省——至元七年(一二七〇)、制國用使司を發展させて立てられた。制國用使アフマドを平章尙書省事として六部を總領し、中書省と併存したが、九年(一二七二)には廢された。のち至元二十四年から二八年(二二八七～二二九二)、至大二年から四年(二三〇九～一三一一)にも置かれた。

- (2) 忽都魯吾四——不明。

- (3) 業先納——也先乃(*Esenai)と同一人物と思われる。禮部一の二(禮儀社直)注(2)(前冊、頁一五三)を參照。

(藤本猛)

印章（禮部卷之二 典章二十九 禮制二）

表三

例 料 寸 分 級 品 章 印	
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	諸王
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	駙馬
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	正一
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	從
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	正二
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	從
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	正三
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	從
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	正四
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	從
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	正五
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	從
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	正六
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	從
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	正七
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	從
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	正八
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	從
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	正九
錢。料錢。八錢。五物 金赤金。銀。三兩。鍍銀印。准上。白。鍍銀印。五兩三錢。四分。金	從

十五 (軍官窠闕印信) (29-02-01 典章29 禮部 印章 7 a)

大德四年，御史臺咨：准樞密院咨：准中書省照會：禮部呈：本部鑄造印信內、管軍官多有承襲承替陞轉人員，本管官司隨即將元掌印信拘收，申解樞密院，轉呈都省，發下本部銷毀。歇下窠闕，其補闕人員到任，卻行索要印信，本部例須行移吏部、戶部、架閣庫、鑄印局，照勘元除准設月俸及前職印信相同，纔方具呈鑄降。中間但有不完，令樞密院再行照勘。往復文繁，深爲未便。以此參詳，管軍官上百戶、下百戶行使印信，即係一體咨文，中間即無添減字樣。今後，謂如下百戶陞充上百戶，上百戶別有陞轉，將元掌印信，鎮守地面、各處行省、腹裏樞密院拘收封面，聽候補闕人員到任，就便給付。其餘必合追毀、剗鑄印信，依例施行。具呈照詳。得此。

即不見元拘收印信備細緣由，剗付樞密院，照勘得，至元二十年六月二十八日，准御史臺咨：准行臺咨：備山南湖北道提刑按察司申：「江陵路黃保告汪世達自割身死事，數內干連人梁材授到救牒印信，充總把，爲無軍管，於高宣慰衙內，充總領勾當。又照得，元告人黃保，亦受救牒銀牌印信總把，無軍管領」。照得，江南歸附後，官員多有似此帶行，虛受其職，給到印信，見行收掌之人，若不盡行取勘拘收，切恐因而詭詐行用，深爲未便。本臺咨請定奪。准此。

於七月十一日，本院官暗伯竅院等奏：「大都有底伴當每說將來。御史臺官人每說有。無軍管底軍官每，將着印信行有。管軍時節與印，無軍底軍官每印信，收拾呵，怎生。」麼道奏呵，奉聖旨：「是也。那般者。」欽此。

今准前因，本院參詳，除無軍管軍官印信，合行欽依拘收外，據陞轉病故軍官歇下名闕，雖承襲承替補闕人員，時急未到，其所設衙門軍馬事務，仍舊掌管。拋下印信，如無以次權官，令合十上司封面，聽候補闕人員到任，就便給付行用相應。具呈。都省准擬依上施行。

【軍官窠闕印信】 (典章一九、禮部卷二)
大德四年

御史臺咨 准	樞密院咨 准	中書省照會	禮部呈
本部鑄造印信內，多有承襲承替陞轉人員，本管官司隨即將元掌印信拘收，……以此參詳，管軍官上百戶、下百戶行使印信，即係一體咨文，……依例施行。具呈照詳。得此。			
即不見元拘收印信備細緣由，剗付樞密院照勘。			
照勘得，至元二十年六月二十八日，准御史臺咨。准行臺咨。備山南湖北道提刑按察使申。……奉聖旨。是也。那般者。欽此。			
今准前因，本院參詳，除無軍管軍官印信，合行欽依拘收外，據陞轉病故軍官歇下名闕，……就便給付行用相應。具呈。			
〔呈奉〕			
〔中書省剗付〕			
都省准擬，依上施行。			

(譯)
〔軍官ボストの印章〕

大德四年(一二三〇)、御史臺の咨。樞密院の咨。中書省の照會。禮部の呈に、本部が鑄造する印章は、管軍官が前任者の昇進轉任の後を引き繼ぐ際、その上司にあたる官署が直ちにもとの印章を回收して樞密院に申文を添えて送付し、さらに中書省に轉

送した上、本部に下して廢棄することになっている。その缺員については、後任の官が着任すればただちに印章の請求を行い、本禮部が例に遵って吏部・戸部・架閣庫・鑄印局に通知して、「吏部に保存する」人事記録と照合し、新任の官職の月俸と前職の印章（上の文字）とが相違なければ、「中書省に」具呈して鑄造・發給する。その間もし不備があれば、樞密院に命じて再度取り調べを行わせる。こうした文書の往來は煩雜で、甚だ不都合である。これを検討したところ、管軍官の上百戸・下百戸が行使する印章は、一概に同様の篆文であり、そこに文字の異同はない。今後もし下百戸が上百戸に昇進し、上百戸に別途昇進があれば、もとの印章は、管轄地區、あるいは各處行省、復裏では樞密院が預かって封をし、後任の人員が着任するのを待つて給付する。その他の印章で必ず返納させて廢棄し新たに鑄造しなおすべきものについては、例に遵って施行する。具呈するので詳照されたい。得此（禮部呈）。

〔中書省は〕印章のうちすでに回収したはずだが行方が分らないものの詳細について、樞密院に割付した。〔樞密院が〕調べたところ、至元二十年（一二八三）六月二十八日、御史臺の咨行御史臺の咨。山南湖北道提刑按察司の上申に、「江陵路黃保が、汪世達が自刃して死亡した事件について告訴している。その中で事件に関わっている梁材は、敕牒と印章を受けて總把に充てられていたが、管轄すべき軍はなく、高宣慰の衙門で總領の任に充てられている。さらに調べたところ、原告黃保もまた敕牒と銀牌と印章とを與えられた總把でありながら管領すべき軍がない」（山南湖北道提刑按察司申、江南行臺咨）。〔御史臺が〕調べたところによると、江南が歸服して後、官員にこのような

兼任が多く、いたずらに職位と印章が與えられている。現行の管理責任を負う者がことごとく取り調べて回収しなければ、これを利用して不正が行われることが懸念され、甚だ不都合である。本臺〔御史臺〕は咨して〔樞密院の〕決定を請う。准此（御史臺咨）。

七月十一日、本院〔樞密院〕の暗伯竈院らの上奏に、「大都在住のノクルらが申してきたことには、御史臺の官人たちが言うには、管轄すべき軍のない軍官たちの中に、印章を身につけているものがある。軍を領するときに印章を渡し、軍のない軍官たちの印章は回収することとしてはいかがか。」と奏上したところ、「その通りである。そのようにせよ。」との聖旨を受けた。

今、先の事情を受けて本院〔樞密院〕が検討したところによれば、管轄すべき軍のない軍官の印章は聖旨に遵って回収すべきであるほか、昇進・轉任・病死等による軍官の缺員については、引き繼ぐはずの後任者がさしあたり到着していなくても、その衙門の軍馬の事務は舊來通りに行なう。遺された印章は、次官が代理するのでなければ、關係する上司が封をし、後任者の着任を待つて給付し使用させることが相應であろう。具呈する（ので照詳されたい）（樞密院呈）。中書省は擬案（ひやうあん）を准めて上のとおり施行する（中書省劄付）。

（注）

（1） 闕——元刻本は「闕」字に作る。以下同。

（2） 架閣庫——中書省・尚書六部・樞密院・御史臺等、各級官署で帳簿や文書等の保存管理を掌り、故事・舊例の諮問に備えた。宋は主管架閣庫、金は管勾がその管理にあたり、元は

金制を繼いだ。『元史』卷八五、百官志一「中書省掾屬」によれば、元代の中書省にはこのほか蒙古架閣庫や回回架閣庫等が置かれ、管勾一員・典史二人がこれを掌ったという。

(3) 鑄印局——印章の製造と廢棄を掌った。正八品。至元五年に創設され、大使一員・副使一員・直長一員より構成される。『元史』卷八五、百官志一、禮部「鑄印局」を参照。

(4) 元除——大德七年（一三〇三）鄭介夫の奏言中に「依古法分爲上中下三考，書上考者陞，中考者平遷，下考者降，不入考者黜，從憲司上下，半年或每季終，造冊開呈都省。如各官根脚、年甲、籍貫、三代，已載元除，在任實跡，已見考書，解由之内，不必贅寫，止稱歷過俸月足矣」とある。これによれば、「元除」とは官僚の資歷など個人記録を記した文書であると解される。それは、中書吏部に備えられ、宣や敕の形式による敘任の記録を含むものであっただろう。「照勘元除准設月俸」とは、官府が着任した官が受けるべき月俸を報告してきたときに、「元除」上の數字と照合するという手續きを指すのであろう。

(5) 上百戸、下百戸——『元典章』卷三、典章九、官制三「定奪軍官品級」及び『元史』卷九一、百官志「諸路萬戸府」によれば、元には軍士數七〇名以上の上百戸と、五〇名から七〇名までの下百戸の區別があった。上百戸は百戸二員のうち一人はモンゴル人、一人は漢人と決まっていたようだが、下百戸は百戸一員で、それ以上の規定はない。品階は上百戸が從六品、下百戸が從七品と差等がつけられたが、牌面はいずれも銀牌である。

(6) 總把——『元史』卷九八、兵志一「序言」によれば、萬戸の

下に總管、千戸の下に總把、百戸の下に彈壓という官が置かれ、樞密院がこれらを統べたという。

(7) 高宣慰——本名高興、字は功起、蔡州の人。『元史』卷一六二に傳あり。年少より弓箭の道に名を馳せ、バヤン率いるモンゴル軍に歸服するとたちまち頭角を現し、南方攻略に貢獻した。宣慰使司とは、『元史』卷九一、百官志七によれば各行中書省の下で複数の府州縣を管轄する官署であり、行省の政令を府州縣に通達し、府州縣に請願があればこれを行省に仲介する役目を負っていた。邊境の軍事活動などに従事する際には都元帥府もしくは元帥府を兼ねた。品階は從二品。本文中の山南湖北道提刑按察使の申に見える至元二十年（一二八三）には、高興は浙西道宣慰使として黃華の反亂の追討に従事しており、浙江から福建にかけての沿海地方に駐留していたものと思われる。

(8) 暗伯簽院——暗伯は人名、俺伯・闇伯とも。四庫全書では安巴と表記。タングート人（*Al Beg）の『元史』卷一三三に傳あり。ケシクの出身で、一時コータンに客居したが、後クビライに従って軍功あり、樞密院の諸職を歷任した。その子亦憐眞班（*Irincinbalハパスパ文字 Rinčen-dpal）は樞密院から行省へと轉ずる。簽院は官職名で、僉院とも表記され、正式には簽書樞密院事という。樞密院の屬官で、副使に次ぐ地位にある。『文獻通考』卷五八は、宋の太平興國四年（九七九）に設けられたのをその始まりとする。『元史』卷八六、百官志二には、中統四年に僉書樞密事一員が置かれ、大德十年（一二三〇六）に僉院五員が増設されたことある。『事物紀原』卷四によれば、もと簽署樞密院事と稱したが、宋英宗の諱「曙」を避け

て「簽書」と改められたものだという。

- (9) 伴當——宋元の白話で朋輩を意味する。『元朝秘史』や『華夷譯語』（甲種本）ではモンゴル語「那可兒（nökör/nökür; HəXəp）」の譯語に當えられる。ただし、護雅夫「Nökür考——チンギスハーン國家形成期における」（『史學雜誌』六一—八、一九五二年）によれば、當時のモンゴルのノクルはむしろ主君（gan）に對する隷屬性が高く、その家父長的支配の下で軍役を初めとする各種の義務を負う存在であったという。伴當は後世の徽州等では「伴僮」とも表記されて世僕を指し、雍正年間のいわゆる賤民解放令の對象ともなっている。

（關連記事）

- ① 「元史」卷二四、仁宗本紀一「（大德四年四月）庚戌，拘收下番將校不典兵者虎符、銀牌。」

（山崎岳）

牌面（禮部卷之二 典章二十九 禮制二）

表四

軍官解牌面		
三十七	受質之家，減犯人罪二等科斷。	削降散官一等換授，依舊勾當。
五十七	擅將所佩牌面解典質當者，取問明白，即將所質牌面追給，仍斷。。。。	

十六〔改換海青牌面〕（29-03-01 典章29 禮部印章 9 a）

至元七年閏十一月，中書兵刑部承奉中書省劄付：准都省咨，該：今有和魯火孫^①文字譯該：欽奉聖旨：「海青牌底^②，罷了那海青者。海青牌替頭裏，蒙古字寫了呵，教行者。朝廷行底金牌，有邊欄，臺級字樣者。大王每行底素金牌，平級字樣者。官人每行底銀牌，平級字樣者。大小一般者。」欽此。

有和魯火孫送到牌樣，先行打造下項蒙古字牌面玖拾面。都省，除樞密院、御史臺，另行取會元關海青牌面外，請劄付合十部分，先行依樣打造下項蒙古字牌玖拾面，希咨發來。仍下其餘去處、并移咨各處行省，通行照會，各各元發海青牌面，備細數目咨來，卻行關發蒙古字牌面，倒換施行。

（譯）

〔海青牌面を交換させる〕

至元七年（一二七〇）閏十一月、中書兵刑部が承けた中書省の劄付。尙書省の咨の要約。今般コルコソンの文書の節譯に見える聖旨に、「海青牌の、あの海青をやめることにせよ。海青牌の代わりにモンゴル文字で記して行用させよ。朝廷が行用する金牌は、縁取りをつけて文字を擡書せよ。大王たちが行用する素金牌は文字を平書せよ。官人たちが行用する銀牌は文字を平書せよ。大小はすべて同じくせよ。」欽此。

コルコソンが送ってきた見本があるので、まず以下のモンゴル文字の牌を九十面製造させる。尙書省は、一方で樞密院と御史臺がもともとと發給されていた海青牌を回收するのは別に、〔中書省が〕關係の部に劄付して、まず見本に遵って以下のモンゴル文牌九十面を製造し、この咨文の意に沿って送り届けられたい。さらに他の地域に文書を下し、ならびに、各地の行省に咨

【改換海青牌面】（典章二九、禮部卷二）
至元七年閏十二月

中書兵刑部 承奉

中書省劄付 准

都省咨該
今有和魯火孫文字譯該，欽奉聖旨，「海青牌底，罷了那海青者。海青牌替頭裏，蒙古字寫了呵，教行者。……官人每行底銀牌，平級字樣者。大小一般者。」欽此。
有和魯火孫送到牌樣，先行打造下項蒙古字牌面玖拾面。
都省，除樞密院，御史臺，另行取會元關海青牌面外，請劄付合千部分，先行依樣打造下項蒙古字牌玖拾面，希咨發來，仍下其餘去處，并移咨各處行省，通行照會各各元發海青牌面備細數目咨來，卻行關發蒙古字牌面，倒換施行。

して遍く通達し、各々と發給した海青牌の詳細な數目を調べて咨文で報告し、ただちにモンゴル文牌を發給して交換し、施行させる（尙書省咨、中書省劄付）。

（注）

（1）和魯火孫——モンゴル名コルコソ（*Qorqusun）。漢名許辰。『元史』卷一六八に傳あり。漢字表記は、『元史』本紀では和禮霍孫、列傳では忽魯火孫、『元典章』ではこのほか火魯火孫とも表記される。もと金朝治下の醫官の家系出身。父は醫官として知られる許國禎。そのモンゴル名は父に従ってクビライの居所に伺候した折に授けられたものだといふ。世祖朝の禮部尙書提點太醫院事、翰林學士承旨、成祖朝の中書右丞等を歴任。外國使節が訪れると、クビライは常に彼に命じ

て言葉を交わしたが、辭理明晰で敬服しない者はなかったというから、あるいはいくつかの言語に通じていたのであろう。蒙古國子監の振興や行政文書の蒙古文字化を推進するなどの文教政策に携わり、會同館の管理や起居注の編纂なども手がけた。

（2）

海青牌——海青は海東青で、ハヤブサのこと。元朝初期に驛傳の通行證として用いられた。その名稱についてはハヤブサを傳令に使った遊牧民の風習が反映されたものとの説もある。『元史』に見える「金銀字海青圓符」という用例などから、その形状は圓牌と同様であり、少なくとも金字と銀字の二種があったと考えられる。元代の出土遺物の中に確實に海青牌と同定できるものはないが、羅振玉『歷代符牌圖錄』には、鳥類の浮き彫りを刻した明代の圓牌が掲載されており、海青牌もあるいはこれに類するものだったのかも知れない。本文ではこの時点で、海青牌を廢止してパスパ文牌を使用する命令が出されたことになっているが、その後十年あまりの間、海青牌は依然通用していたようで、『元史』卷十一、世祖本紀八では、至元十八年（一二八二）の段階で日本遠征軍に海青符が發給されたことが確認できる。元代の牌制は、官員・使者・傳令等各種の役割に應じた複數の系統よりなる複雑なものであったと思われる、いまだに不明な點も多い。参照すべき文獻として、箭内互「元朝牌符考」（『蒙古史研究』刀江書院、一九三〇年）、羽田亨「元朝驛傳雜考」（『羽田博士史學論文集・上』東洋史研究會、一九五七年）、蔡美彪「元代圓牌兩種之考釋」（『歷史研究』一九八〇年第四期）、李曉菲「新發現元代金牌及元代牌符文獻研究」（『西南民族學院學報』二〇一二年、二〇〇

二年)等がある。

(3) 臺級——「級」を「鉞」の誤とするならば、「文字を盛り上げた象嵌にする」の意となろう。後出の「平級」は平面的な象嵌ということになる。

(4) 素金牌——宋・趙珙『蒙韃備錄』には、牌面の序列として虎鬬金牌、素金牌、銀牌を挙げ、『黑韃事略』の徐霆の疏證にも、虎頭金牌、平金牌、平銀牌が見える。『元史』卷九一、百官志七「諸路萬戶府」は、虎符、金牌、銀牌を挙げている。素金牌とは虎頭の裝飾のないただの金牌を指すものであろう。

(關連記事)

① 元史』卷七、世祖本紀四、「至元八年，敕軍官佩金銀符。其民官工匠所佩者，竝拘入，勿復給。敕海青符，用太祖皇帝御署。」

(山崎岳)

十七〔追收牌面〕(29|03|02 典章28 禮部 牌面 10 a)

至元十六年正月，御史臺承中書省劄付：「今月十一日，於內裏西暖殿裏有時分奏：「如今官人每帶着大牌子、金牌、銀牌多底一般。又合帶牌子底勾當出來了，不合帶牌子底勾當出來了。不合帶牌子底勾當裏入去呵，也不肯納了牌子，不曾好生分揀。兼自出產底金子少有，用着底金子多。衆官人每商量了，如今分揀怎生。品從官人合與甚牌子，明白了呵，不合與牌子底，追收入官。這般呵，宜底一般。」(奏)呵，奉聖旨，「那般者。」欽此。

都省除外，照得，內外諸官員，懸帶前職牌面。及有金牌換受虎符，亦不曾將前職牌面回納。并罷職身故官員牌面，俱各未曾解納。擬合追收。仰欽依見奉聖旨事意，定立嚴限，行移取勘，將前職牌面，就便追收入官。各見前職根因，呈解赴省。如違限，隱匿不納，許諸人首告到

【追收牌面】(典章二九、禮部卷二)
至元十六年正月

御史臺 承

中書省劄付
今月十一日，於內裏西暖殿裏有時分奏，「如今官人每帶着大牌子、金牌、銀牌多底一般。……衆官人每商量了，如今分揀怎生，品從官人合與甚牌子，明白了呵，不合與牌子底，追收入官。這般呵，宜底一般。」(奏)呵，奉聖旨，「那般者。」欽此。
都省除外
照得，內外諸官員，懸帶前職牌面，及有金牌換受虎符，亦不曾將前職牌面回納，并罷職身故官員牌面，俱各未曾解納。
擬合追收。仰欽依見奉聖旨事意，定立嚴限，行移取勘，將前職牌面，就便追收入官。各具前職根因，呈解赴省。如違限，隱匿不納，許諸人首告到官，就便究問施行。先將定訖限次，同管得盡數追收到官，依准呈省。

官，就便究問施行。先將定訖限次，同管得盡數追收到官，依准呈省。

(譯)

〔牌面を回收する〕

至元十六年(一二七九)正月，御史臺が承けた中書省の劄付。今月十一日、「皇帝が」禁裏西暖殿にあられる時に〔中書省が〕奏上した。「今般官人たちは、多く大牌子・金牌・銀牌などを身に帯びている。また、牌面を帯びるべき職務から移ってきたものもあり、牌面を帯びるべきでない職務から移ってきたものもあるが、牌面を帯びるべきでない職務に當ったとしても、牌面を返還しようとはせず、これまではなだ不分明であった。加えて、生産される金は少ないのに、使用されることばかりが多くなっている。諸官が議するところでは、今日からは選り分け

ることにはいかかが。正従の各品官がどの牌を與えられるべきか明白になったらば、牌を與えるべきでないものは回収することが事宜にかなうもの思われる。」奏上すると、「そのようにせよ」と聖旨が下された。

中書省が「これに欽遵する」ほか、調べたところ、内外の官員は前職の牌面を身に帯びており、金牌に換えて虎符を受けるに及んでも、けつして前職の牌面を返納しなかった。また、免職・物故した官員の牌面も、ともに返納することがない。これらは回収すべきであろう。聖旨の御心に欽依して、厳しく期限を設け、文書を送って取り調べ、前職の牌面はただちに官に沒收し、おのの現職および前職に就いた根拠を中書省に上呈する。もし期限に違い隠匿して返納しない者があれば、諸人が官に告發することを許し、ただちに追究して施行する。まずは定めた期限と、必ずことごとく官に回収するという（文書）を、指示どおり中書省に上呈されよ」（中書省劄付）。

（注）

- （1） 大牌子、金牌、銀牌——『元典章』卷九、吏部三、官制三「定奪軍官品級」及び『元史』卷九一、百官志七「諸路萬戶府」によれば、至元二年（一二八四）の規定として、諸路萬戶府のダルガチ・萬戶等が虎符を帯び、千戶所のダルガチ・千戶等が金牌を、百戶が銀牌を所持することとなっていた。前條の注（3）「素金牌」の項で見た虎符・金牌・銀牌の序列を考え合わせるならば、ここという大牌子は虎符に該當するものであろう。

- （2） 分揀——分別すること。選り分けること。

（3）

虎符——符とは元來割符の意味で、虎符は古來兵權の象徵として勘合に用いられた。本文中でいう金牌とはおそらく素金牌であろう。箭内亘によれば、元代の虎符は牌と異なるものではなく、羅振玉『歷代符牌圖錄』のパスパ文牌がこれに同定される。同書所載の圖版は、長方形の牌面の上部に虎とおぼしき動物が一頭正面を向いて浮き彫りにされたもので、『黑韃事略』のいう虎頭金牌もこれにあたるものであろうか。『蒙韃備錄』によれば、牌面の最高位である虎鬬金牌は二頭の虎が向かい合う姿を模してあるというが、これに相當する遺物は確認されていない。虎符は諸路の萬戶府の萬戶及びダルガチがこれを所持したほか、『續文獻通考』卷一二七、王禮考「圭璧符璽」の諸事例から、管軍官だけでなく管民官・管匠官に授けられる場合もあったことが知られる。さらに、『元史』卷二二、武宗本紀二には、回回商人が璽書を持し虎符を佩びては驛站の馬匹を乗りまわし、豹を一頭獻上しては回賜品をねだるようなことが蔓延しているとして、中書省から糾彈の聲が上げられている記事が見える。

（4）

見——「見前職」は「現職と前職」と解した。「具」に改めて讀むべきかも知れない。

（5）

根因——一般には原因の意であるが、元代法例文書では、地位や身分の憑據を示すことがある。「應賣人口、依例於本處官司、陳告來歷根因、勘會是實、明白給據、方許成交」（『元典章』卷五七、刑部十九「應賣人口、官爲給據」）という用例を参照されたい。

（6）

管得——「管」は「須管」（必ず）の意。必ずすべて官に回収するという誓約文書を提出させるということで、「文書」に

當る言葉が省略されているのであろう。

(山崎岳)

十八 〔追收軍民官牌面〕 (29-03-03 典章29 禮部 牌面 9b)

至元十六年九月、御史臺承奉中書省劄付：七月初十日、奏准事内一件：樞密院參議、火魯火孫承旨根底說將來、「聖旨裏圓牌子上頭寫着蒙古字有、做官底牌子上也寫着蒙古字呵、怎生。」奏將來也。奏呵、「商量者。」麼道、聖旨有來。俺與將文字去呵、阿合馬爲頭省官人每商量將來、「牌子每根底、都收拾了呵、寫了蒙古字、軍官每根底、逐旋換與了、管民官根底、與不與、後底商量呵、怎生。」奏將來。奏呵、「那般者。」麼道。欽此。

【追收軍民官牌面】 (典章二九、禮部卷二)
至元十六年九月

御史臺 承奉

中書省劄付

七月初十日、奏准事内一件、樞密院參議、火魯火孫承旨根底說將來、「聖旨裏、圓牌子上頭寫着蒙古字有、做官底牌子上也寫着蒙古字呵、怎生。」奏將來也。奏呵、商量者。麼道、聖旨有來。俺與將文字去呵、阿合馬爲頭省官人每商量將來、「牌子每根底、都收拾了呵、寫了蒙古字、軍官每根底、逐旋換與了、管民官根底、與不與、後底商量呵、怎生。」奏將來。奏呵、「那般者。」麼道。欽此。

(譯)

〔軍民官の牌面を回収する〕

至元十六年(一二七九)九月、御史臺が承けた中書省の劄付。七

月十日に奏上してみとめられた事案内的一件。樞密院參議が火魯火孫承旨に伝えられたことには、「聖旨に『圓牌子』の上にモンゴル文字を記せ」とあるが、任官者の牌子にもモンゴル文字を記してはいかがか」と奏上し、奏すると、「相談せよ」との聖旨があった。私(コルコソソ)が文書を送ると、アフマドを筆頭とする中書省の官人らが検討した結果、「牌子については全て回収してモンゴル文字を記す。軍官については順次交換するが、管民官については、與えるべきか否か後で検討すればいかがか。」と奏上した。奏すると、「そのようにせよ」との聖旨があった。

(注)

(1) 火魯火孫——既出の和魯火孫に同じ。承旨とは翰林學士承旨。『元史』卷八七、百官志三「翰林兼國史院」に記載あり。『元典章』卷七、吏部一「官制」によれば從一品。

(2) 圓牌子——羽田説によればモンゴルの早馬の通行證として用いられた海青牌の形状は圓牌狀であつたとされる。しかし、海青牌廢止後のパスバ文を刻した新圓牌は單に圓牌と呼ばれ、舊海青牌とは名稱の上で區別が設けられている。『元史』卷一〇一、兵志四によれば、朝廷から派遣される傳令には、驛站の馬・牛・驢・車・舟を使用することを許可する鋪馬聖旨、及びその證明である金字ないし銀字の圓符が發給された。ただし、延祐元年(一二三四)に、圓牌の制度はもともと軍事上の重要任務のために設けられたものであり、中書省及び樞密院を介せず安易に發給を許すべきではないとの上奏が同省から提出されている。牌符を介した驛站利用特權が商

人等に濫用され、しばしば社會問題化する傾向にあったことも窺われる。

- (3) 阿合馬——原名アフマド (Ahmad)、西域の人。『元史』卷二〇五、姦臣列傳に傳あり。世祖至元年間に各路轉運使、制國用使、尙書平章政事、中書平章政事等を歴任し、財務管理に能力を發揮して國庫の増收に貢獻した。ただしその執政は、部議に従わずに私人を用い、苛斂誅求がはびこったとして漢土民衆の憎惡的となり、至元十九年(一二八二)、益都千戶王著らによって暗殺された。

(關連記事)

- ① 『元史』卷七、世祖本紀四、「(至元九年七月)壬午、和禮霍孫奏、蒙古字設國子學、而漢官子弟未有學者、及官府文移猶有畏吾字。詔自今凡詔令並以蒙古字行、仍遣百官子弟入學。」

(山崎岳)

十九 (身故軍官牌面)

(29-03-04 典章29 禮部 牌面 10 a)

元貞二年二月初二日、中書省奏過事内一件節該：「不管勾當閑住の官員根底有的牌子、并亡了的官人毎の兄弟孩兒每根底收着的牌子、更似這般一體の、都交納了。他毎の緣故、册内(標)寫着、後頭依體例求仕呵、驗着他應得的資品委付。若是合與牌子呵、那其閒與也者。」欽此。

(譯)

〔亡くなった軍官の牌面〕

元貞二年(一二九六)二月初二日、中書省が奏した事内的一件の要約。「實際には公務に當たっていない名目だけの官員のところにある牌子、並びに亡くなった官人らの弟、子供らから回収

した牌子、またこれと同様のものは、すべて官に返納させる。彼らの履歴は帳簿内に書きとどめ、あとに子孫が規則に依って仕官を求めてきたときに、その人が得るべきランクをしらべて官職を委任する。その人に牌子を與えるべき場合には、そのときに與えるであろう。」欽此。

(注)

- (1) 中書省奏過事内一件——關連記事①參照。内容的に一致する。ただし一日の違いがある。

- (2) 閑住——官位を帶びながら職務をもたないの意。『元典章』には他に一例あり。『元典章』卷十六、戶部二「下海使臣正從分例事」に「比及時分到呵、騎小鋪馬、喫祇應、閑住七八箇月、……」とある。ここは『元典章』卷二八、禮部一の十七「迎接会行禮數」(前册、頁一七〇參照)に見える「閑居官」と同義と考えておく。

なお『明律國字解』問刑條例、名例律「武職有犯容止僧尼在家與人姦宿者、公侯伯、問擬住俸戴平頭巾閑住、……」に「閑住は今の遠慮なり」とあり、この場合、但徠は謹慎刑と解釋している。

- (3) 緣故——原故と同じで、普通は原因、理由の意であるが、ここは官に就いたり亡くなったたりしたわけ、つまり來歴、履歴のこと。

- (4) 標——元刻本は「標」に作る。「標」に作るべし。

- (關連記事)
- ① 『元史』卷十九、成宗紀、元貞二年二月己亥朔の條にいう。「詔奉使及軍官歿而子弟未襲職者、其所佩金銀符歸于官、違者罪

之。」

(植松正)

二十 (拘收員牌)^① (29-03-05 典章29 禮部 牌面 10 b)

皇慶元年八月 日、欽奉聖旨：自薛禪皇帝時分迄今以來、不揀誰根底與來的虎符、金、銀牌面有。如今他每受的聖旨、宣敕內、不曾該寫着的、但是勾當裏交付來的官人每、不揀是誰、但不係管軍的與了的牌面、他每的都拘收了者。西番地面裏官人每的牌面、宣政院官分揀拘收者。又軍官每、依例合帶兩珠虎符的、要了三珠的有。合帶一珠虎符的、要了兩珠「的」^②也有。合帶素金牌的、要了一珠的也有。合帶銀牌的、要了素金牌的也有。似這般無體例、僭越着要了的牌面有。樞密院官教取見數目、依着應得的體例倒換、懸帶的人每、有罪過者。又差使員牌、忙勾當裏差使的鋪馬聖旨、關將去了回來、隱藏着不納的也有。如今除常川差使與來的員牌外、其餘不揀甚麼勾當裏差使的員牌、忙勾當裏差使的鋪馬聖旨、都拘收了者。若有拘收不盡呵、管民官好生提調「的」(拘)^③收者。這般宣諭了呵、將合納的牌面隱藏着不納的人每有、人告首出來呵、有罪過者。兩隣知而不首呵、和隱藏牌面人一般、當罪過者。自今已後、不揀是誰、關了員牌差使回來了、若不納呵、依着薛禪皇帝聖旨、依例要罪過者。聖旨俺的。鼠兒年二月十五日、大都有時分寫來。

(譯)

(圓牌を拘收すること)

皇慶元年 (一二三二) 八月 日、欽奉せる聖旨。セチェン皇帝「世祖」のときより今に到るまで、誰に對してであれ、與えた虎符、金、銀牌面がある。いま彼らが受けている聖旨、宣敕の内にそれを記していないものがあり、もし公務を委任した官人ら

が、誰であろうと、もし管軍するものでなく與えた牌面については、彼らのものはすべて回収せよ。チベット方面の官人らの牌面は、宣政院官が仕分けして回収せよ。また軍官らが、例に依れば本來は兩珠の虎符を帶すべきなのに、三珠を要求したものがおり、一珠の虎符を帶すべきなのに兩珠を要求したのもおり、素金牌を帶すべきなのに一珠を要求したものもあり、銀牌を帶すべきなのに素金牌を要求したものもいる。かように無法に僭越して要求された牌面がある。樞密院官がその數をチェックし、規則通りに交換させ、懸帶した人らは罪過に當てよ。また差し違わす際の圓牌と緊急公務で差し違わす際の鋪馬の聖旨について、受け取って携行しながら還つてきても隠し持ったまま返納しないものもある。いま、日常的に差し違わす者に與えた圓牌は除いて、その他のいかなる公務であれ差し違わす際の圓牌と緊急公務で差し違わす際の鋪馬の聖旨はすべて回収せよ。もし回収しきれない場合には、管民官がよく調べて回収せよ。このように宣諭したからには、返納すべき牌面を隠し持ち返納しない人らがいて、人が告發してきたら、罪過に當てよ。近所のものがそれと知りながら告發しなかったなら、牌面を隠し持つ人と同様に罪過に當てよ。今後は、だれによらず、圓牌を支給されて差し違わされ、還つてきても返納しなければ、セチェン皇帝の聖旨にしたがって、前例通りに罪過を求めよ。我らの聖旨。鼠兒年二月十五日、大都にいる時に書いた。

(注)

(1) 員牌——圓牌のこと。「員」と「圓」は通用する。

(2) 薛禪皇帝——世祖忽必烈のこと。Sechen。「賢」の意。

(3) 該寫——『通制條格』に見える用例では、戸籍などに關して官司への書類に必要事項をきちんと書くことのようにある。方齡貴校注『通制條格』では、該寫について「即開寫。在文書中猶言「内開」也。」としている（第二條、頁六〇）。「該載」また「該載不盡」の「該」と通ずると考えられる。

(4) 宣政院——『元史』卷八七、百官志にいう。

宣政院、秩從一品。掌釋教僧徒及吐蕃之境而隸治之。遇吐蕃有事、則爲分院往鎮、亦別有印。如大征伐、則會樞府議。其用人則自爲選。其爲選則軍民通攝、僧俗並用。

野上俊靜「元の宣政院に就いて」（『羽田博士頌壽記念東洋史論叢』東洋史研究會、一九五〇年。同氏『元史釋老傳の研究』野上俊靜博士頌壽記念刊行會、一九七八年）、藤島建樹「元朝『宣政院』考——その二面的性格を中心として——」（『大谷學報』四六—四、一九六七年）等參照。また、王輔仁等編著『藏族史要』（四川民族出版社、一九八一年）の「十、元朝對藏族地區的施政」にいう。

從中央の宣政院、到吐蕃各宣慰使司都元帥府、萬戶以上的重要官員、都是由宣政院或帝師提名、而由皇帝委任。各級官員都是僧俗并用、軍民通攝、即在地方上不但管理民政、而且同時還管理軍務。這種僧俗官員并行的制度、一直延續了下來、成爲此後西藏政教合一地方封建政權沿用的定制。

(5) 的——前後の文體からして「的」字を補うのが適當と考えられる。

(6) 關——「關支」の關。支給、受領（支給される）の意。

(7) 忙勾當——『元典章』ではここにしか見えない。「忙」は「忙并」「忙熱」「忙迫」に通じ、緊急、繁忙の任務を意味する。

『元典章』卷十二、吏部五「禁治待令史」に「事務忙併」とあり、また『元典章』卷二二、戸部七「州縣官伴送例」に「本縣路當驛程、迎接祇待上位官員、支持忙併、……」とある。『老乞大』に「咱每又無甚忙勾當、索甚麼早行。」とある（東洋文庫本、第三二話、頁九十）。

(8) 的——「的」は「得」と通用するとも考えられるが、字形の相似から「拘」を書き誤ったものではないか。

(9) 聖旨俺的——Jary manu。杉山正明「元代蒙漢合璧命令文の研究（一）」（『内陸アジア言語の研究』V、一九八九年。同氏『モンゴル帝國と大元ウルス』京都大學學術出版會、二〇〇四年）參照。

(10) 鼠兒年——皇慶元年（壬子、一三二二）にあたる。

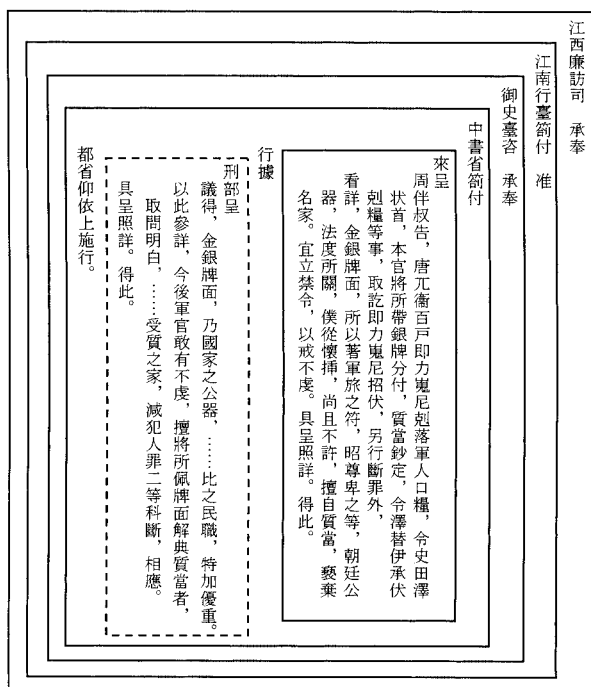
（關連記事）
① 『元史』卷一〇二、刑法志、職制上にいう。「諸管民官以公事攝所部、並用信牌、其差人擾衆者、禁之。」

（植松正）

二 〔軍官解典牌面〕（29-03-06 典章29 禮部 牌面 10 b）

皇慶二年五月、江西廉訪司承奉江南行臺劄付：准御史臺咨：承奉中書省劄付：來呈：周伴叔告：唐兀衛百戶即力鬼尼剌落軍人口糧、令史田澤狀首、本官將所帶銀牌分付、質當鈔定、令澤替伊承伏剌糧等事。取訖即力鬼尼招伏、另行斷罪外、看詳、金、銀牌面、所以著軍旅之符、昭尊卑之等、朝廷公器、法度所關、僕從懷插、尙且不許、擅自質當、藝棄名家。宜立禁令、以戒不虔。具呈照詳。得此。行據刑部呈。議得、金、銀牌面、乃國家之公器、著臣子之尊卑、軍官受之、子孫襲替、綿綿不絕、比之民職、特加優重。以此參詳、今後軍官敢有不虔、

【軍官解典牌面】 (典章二九、禮部卷二)
皇慶二年五月



擅將所佩牌面解典質當者，取問明白，即將所質牌面追（給）「收」①，仍斷五十七下，削降散官一等換受，依舊勾當。受質之家，減犯人罪二等科斷相應。具呈照詳。得此。都省仰依上施行。

(譯)

〔軍官が牌面を質入れること〕
皇慶二年（一二三三）五月、江西廉訪司が承奉せる江南行臺の劄付。准けたる御史臺の咨。承奉せる中書省の劄付。來呈。「周伴

叔の告。タンゲト衛百戸の即力鬼尼シリウイニが軍人の口糧をピンはね横領し、その件を令史の田澤が書狀で告發し、本官が帶する所の銀牌を渡して、質に入れて鈔錠に替え、澤をして彼に替って口糧横領のことを白狀せしめた等の事。即力鬼尼の招伏を取りおわり、別途斷罪するのは當然のこととして、看詳するに、金、銀牌面は、軍旅の符を著わし、尊卑の等を昭らかにするためのものであり、朝廷の公器、法度の關わる所であり、使用人が懷ろに隠すのすら許さないのに、勝手に質入れて名分の譽れを汚すなどは許されることではない。宜しく禁令を立てて、以て節度のないのを戒しむべきである。具呈したれば照詳せられよ。」得此。行して據けたる刑部の呈。「議し得たるに、金、銀牌面というものは國家の公器であり、臣子の尊卑をあきらかにするものであるから、軍官がこれを受け、子孫がそれを襲替し、綿綿として絶えさせないというのは、民職に比べて、特に優遇しているところなのだ。此れを以て參詳するに、今後、軍官にして敢えて不虔あり、勝手に佩びる所の牌面を擔保に質入れる者は、明白に取調べ、ただちに質入れた牌面を取り返し、なお杖五十七下に斷じ、散官一等を降格して換受し、もとの通り公務に當たらせる。質入れの品を受領した家は、犯人の罪より二等を減じて科斷するが相應であろう。具呈したれば照詳せられよ。」得此。都省仰せて上の通り施行せよ。

(注)

① 解典——動産を擔保に質入れる事。『元典章』卷二七、戸部十三に「解典」の項を立てて「解典金銀諸物、竝二周年下架」の條があり、『通制條格』卷二七にも「解典」の項の下に三條

の事例が収載されている。解鋪、解庫、解典鋪、解典庫とも呼ばれた。

(2) 來呈——ここでは御史臺の呈を意味する。

(3) 唐兀衛——宿衛の一つ。『元史』卷九九、兵志、宿衛にいう。

唐兀衛。至元十八年、阿沙、阿東言、「今年春、奉命總領河西軍三千人、但其所帶虎符金牌者甚衆、征伐之重、若無官署、何以防閑之。」樞密院以聞、遂立唐兀衛親軍都指揮使司以總之。

(4) 卽力鬼尼——西夏人の名。不詳。西田龍雄『西夏語の研究』によれば「鬼」にviの音を當てている。西夏語綴彙について

「音鬼名、黨項族姓、西夏皇帝卽此姓。」とする注釋があるが(史金波・白濱「莫高窟、榆林窟西夏文題記研究」(『西夏史論文集』寧夏人民出版社、一九八四年、頁四五一)、詳細は不明。

(5) 剋落——『元典章』では「克落」とも表記される。剋は剋

減、剋留、剋除、侵剋などと熟す。現代語なら「剋扣」。『元典章』に用例は多く、『元典章』卷四六、刑部八「軍官詐死同獄成不斂」の條に「剋落軍人賞錢一百五十兩」とあり、同卷四八、刑部十「過錢剋落人己」の條に「與本路司吏鮑居敬中統鈔四定內、剋落二定入己、……」などとある。『史學指南』に「剋落」について「謂支多給少、贏取其餘也。」とある。元曲「陳州糶米」第一折に「這箇數內、我們再剋落一毫不得的。」とあり、同第三折に「依着父親改了價錢、插上糠土、剋落了許多錢鈔、到家怎用得了。」とある(『元曲釋詞』二に「卽私行剋減之意」とあり)。『老乞大』に「那厮每將著鈔破使了、中間剋落了一半兒、養活媳婦、孩兒。」とある(東洋文庫本、第九五話、頁三〇八)。また『六部成語註解』戸部成語「剋落」に「剋減

公項、落於己囊也。」とある。

(6) 懷挾——ふところに入れて隠し持つ。あまり見かけない語であるが、科擧受験の際の不正行爲としての「懷挾」と似た語ではないか。懷挾は、唐代から清代まで科擧に關して用例を見出すのは容易であり、『元典章』卷三一、禮部四「科擧程式條目」にも「鄉會等試、許將禮部韻略外、餘並不許懷挾文字、差搜檢懷挾官一員、……」「鄉會試、若有懷挾、及令人代作程文及代之者、……」とある。

(7) 追給——「追給」でも取り返すの意になりうるが、あるいは「追收」などとあるべきかと考えられる。

(植松正)

誥命(禮部卷之二 典章二十九 禮制二)

二三「官員付身¹⁾不追」(29/04/01 典章29 禮部 誥命 12a)

至元二年二月、欽奉聖旨。立總管府新定條畫內一款節該：今後大小官員、如遇罷職、其所受宣命、付身、不須追收。【有牌印者、止納牌印。】

(譯)

「官員の付身はあとから沒收しないこと」

至元二年(一三〇九)二月、欽奉せる聖旨。總管府を立て新たに定めた條畫内有一款の節該。「今後大小の官員がもし職を罷めるような場合には、受けた宣命、付身は、あとから沒收してはならない。【ただし牌印をもっている者は、牌印だけを納めよ。】」

(注)

(1) 付身——一種の身分證明證。『元史』卷八一、選舉志「學校」にいう。

中原州縣學正、山長、學錄、教諭、並受禮部付身。各省所屬學正、山長、學錄、教諭、並受行省及宣慰司割付。

また『元典章』新集吏部、儒官にいう。

除教授祇受敕牒、學正受中書省割付、學錄、教諭並受吏部付身。

また『通制條格』卷六、廢例(第一四七條、至元五年二月)にいう。

中統元年以後去任、致仕、身故官員、如取廢人齋到本路保申完備文解到部、照勘本官前後歷仕根脚所受付身、合行敕用、定奪資品、依上廢敕。

(2) 立總管府新定條畫——諸路總管府設置にともなうて定められた條畫。植松正「元代條畫考」二(『香川大學教育學部研究報告』第一部第四六號、一九七九年)、參照。

(關連記事)

① 『元史』卷六、世祖紀至元二年二月甲子の條にいう。「以蒙古人充各路達魯花赤、漢人充總管、回回人充同知、永爲定制。」

(植松正)

二三 (宣敕給付子孫)

(29-04-02 典章29 禮部 誥命 12 a)

至元八年二月 日、中書省近准尙書省咨：「前府谷縣令郝德玉除臨潼縣、未受身故、本官男郝安祿告稱、合受敕牒、合無分付子孫、或追收送部。照得、舊例、應補轉資及頒降(附)〔付〕身、而未告而身故者、聽親屬告請、給付其家。迨久爲例之事、未有行過體例。請定奪。都省

議得、今後(奉)〔奏〕⁶准除授官員宣敕、未經祇受遇有身故、擬依舊例、聽親屬告請、〔給付〕其家。於今月初九日聞奏過、奉聖旨：准。欽此。

(譯)

〔宣敕は子孫に給付すること〕

至元八年(一二七二)二月 日、中書省が近ごろ准けたる尙書省の咨。「前府谷縣令の郝德玉は臨潼縣に任命されたところ、まだ辭令を受けないうちに亡くなった。本官の息子の郝安祿が告稱しているのだが、受くべき辭令は、そのまま子孫に分付するか、それとも回収して吏部に送りかえすべきであろうか。照得するに、舊例では、『應補、轉資し及び付身を頒降せられて、未だ告げずして身故る者は、親屬が告請して其の家に給付するを聽す』とある。久しく例となっていることではあるが、まだ規定としては行っていない。どうか決定をいただきたい。」都省(中書省)が議し得たるに、今後、奏准除授の官員の宣敕については、

【宣敕給付子孫】(典章二九、禮部卷二)
至元八年二月 日

中書省 近准

尙書省咨

前府谷縣令郝德玉除臨潼縣、未受身故。本官男郝安祿告稱、合受敕牒。合無分付子孫、或追收送部。

照得、舊例、應補轉資及頒降付身、而未告而身故者、聽親屬告請、給付其家。

迨久爲例之事、未有行過體例、請定奪。

都省議得、今後奏准除授官員宣敕、未經祇受、遇有身故、擬依舊例、聽親屬告請、〔給付〕其家。
於今月初九日聞奏過、奉聖旨、「准。」欽此。

未だ正式に受けないうちにたまたま身故るようなことがあったなら、擬すらくは舊例通りに、親屬がその旨を申請してきたならその家に給付するをゆるすとせられたい。このことを今月初九日に聞奏して、聖旨を奉じたところ、「准む。」とあった。欽此。

(注)

(1) 宣敕——『草木子』卷三上にいう。

元之宣敕皆用紙、一品至五品爲宣、色以白、六品至九品爲敕、色以赤、雖異乎古之詔敕用織綾、亦甚簡古而費約、可尙也。

すなわち、受宣官と受敕官を分ける五品と六品の間に大きな區別があった。『元史』卷八四、選舉志、考課にいう。

腹裏常調官、除資品相應者依例陞轉外、有前資未應入流品受宣敕者、六品以下人員、照勘有無出身、依驗職事品秩、自敕以後歷一考者、同江淮例定擬、不及考者、更陞一等。五品以上人員、斟酌比附議擬呈省、據在前已經除授者、任迴通理定奪。

(2) 府谷縣——『元史』卷六十、地理志によれば、延安路下屬の葭州下のもとに三縣があり、府谷縣はその一つで、ランクとしては下縣。

(3) 臨潼縣——『元史』卷六十、地理志によれば、奉元路上のもとに十一縣があり、臨潼縣はその一つで、下縣。郝德玉が臨潼縣令に敘任されたとすれば、從七品の受敕官であることに變わりはない。

(4) 轉資——資級、資歷を轉ずるの意。昇進を意味する。「減一

資歷陞轉」(『元典章』卷八、吏部二「官員遷轉例」)の用例あり。

(5) 付——元刻本「附」字は「付」に作るべし。

(6) 奏——元刻本「奉」字は「奏」に作るべし。

(7) 其家——前段の舊例の文章に倣って「給付」の二字を補った方がよいと思われる。ただし原文のままでも意味が通ずると考えて省略した可能性もなしとしない。

(關連記事)

① 『元史』卷二〇五、刑法志「詐欺」にいう。「諸子冒父官居職任事者、杖七十七、犯在革前、革後不出首者、笞四十七、並追回所受宣敕、及支過俸祿還官。」

(植松正)

前號『元典章 禮部』校定と譯注(一) 訂正

頁一四九上段、後から二行目「もう一度」↓「二度」

頁一五二上段、一行目「也先乃」のルビ↓「エセンネイ」

頁一七〇上段、九行目の注番號(8) から十四行目の注番號(13)まで番號に一を加算

頁一七〇上段、十六行目の注番號(14) から後ろから二行目の注番號(18)まで番號に二を加算

頁一七〇下段、九行目の注番號(19) から注番號(20)まで番號に三を加算

頁一七〇下段、後から三行目「舊例を檢照して定めた」↓「舊例を檢照して」

頁一七一上段、後から七行目「望闕」↓「闕庭を望む方向」

頁一七一下段、四行目「恭しく案の上に置き」↓「案の上に置き」

頁一七二上段、七行目 「望闕」↓「闕庭を望む方向」
頁一七二上段、十一行目 「望闕」↓「闕庭を望む」
頁一七五下段、注（5） 「ここぞ」↓「この」
頁一八〇下段、關連記事① チギンテムルの轉寫↓Çigintemür

頁一八三上段、「火兒赤」注番號（9）↓（10）
頁一八四上段、注（8） 「クビライビライ」↓「クビライ」
頁一八六下段、注（4） 首思の轉寫↓Siğüsi